

第三十八回国会 大蔵委員会議録 第十一号

昭和三十六年三月九日(木曜日)
午前十時五十九分開議

出席委員

委員長

足立 篤郎君

理事

宗一君 理事黒金 泰美君

理事細田 義安君 理事毛利 松平君

理事山中 貞則君 理事辻原 弘市君

理事横山 利秋君

伊藤 五郎君 岡田 修一君

金子 一平君 簡牛 九夫君

蔵内 修治君 田澤 吉郎君

高田 富興君 高見 三郎君

西村 英一君 坊 秀男君

米山 恒治君 有馬 輝武君

佐藤觀次郎君 田原 春次君

広瀬 秀吉君 藤原豊次郎君

堀 昌雄君 武藤 山治君

安井 吉典君 田中幾三郎君

出席政府委員

大蔵政務次官 大久保武雄君

大蔵事務官 石野 信一君

(銀行局長)

委員外の出席者

大蔵事務官 大月 高君

(大臣官房財務 調査官)

大蔵事務官 泉 美之松君

(大臣官房財務 調査官)

大蔵事務官 橋口 収君

(銀行局特別金 蔵長)

国民金融公庫総 裁 中村 建城君

日本輸出入銀行 理事 酒井 俊彦君

専 門 員 坂井 光三君

三月九日
委員春日一幸君辭任につき、その補
欠として田中幾三郎君が議長の指名
で委員に選任された。

同日
委員田中幾三郎君辭任につき、その
補欠として春日一幸君が議長の指名
で委員に選任された。

三月二日
會計法の一部を改正する法律案(内
閣提出第一二七号)(予)

同日
昭和二十三年六月三十日以前に給付
事由の生じた国家公務員共済組合法
等の規定による年金の額の改定に関
する法律等の一部を改正する法律案
(内閣提出第一二二号)

同日
租税特別措置法の一部を改正する法
律案(内閣提出第一三八号)

同日
農業専従者の課税控除に関する諸願
外十一件(足鹿覺君紹介)(第一〇三
四号)

同日
同外五件(足鹿覺君紹介)(第一〇六
八号)

同日
同外十件(足鹿覺君紹介)(第一〇七
八号)

同日
同外十八件(足鹿覺君紹介)(第一二
五八号)

同日
同外五件(足鹿覺君紹介)(第一二七
八号)

同外十三件(田中幾三郎君紹介)(第
一二四五号)

同
家具物品税撤廃に関する諸願(三宅
正一君紹介)(第一〇三五号)

同
同(高橋清一郎君紹介)(第一二四〇
号)

同
財団法人海洋博物館に対する国有財
産の譲与に関する諸願(足島三郎君
紹介)(第一〇三六号)

同
農業協同組合に対する法人税課税免
除等に関する諸願(金子三三三君紹介
(第一〇五三三号)

同
同(細田吉蔵君紹介)(第一〇五四
号)

同
同(岡田修一君紹介)(第一〇七九
号)

同
同(大橋武夫君紹介)(第一〇八〇
号)

同
同(亀岡高夫君紹介)(第一一五九
号)

同
同外二十三件(小林ちづ君紹介)(第
一二一八号)

同
同外二十六件(松本一郎君紹介)(第
一二一九号)

同
同外九件(山手満男君紹介)(第一二
二〇号)

同
同(松本一郎君紹介)(第一二四一
号)

同
同外十六件(濱地文平君紹介)(第一
二四二二号)

同
同外二十八件(田村元君紹介)(第一
二四三三号)

同
国民貯蓄組合法の廃止等に関する諸
願(青木正君紹介)(第一〇九九号)

同日
国家公務員等退職手当法及び同施行
令中の外地勤務期間通算に関する
諸願(辻原弘市君紹介)(第一一六〇
号)

同日
たばこ販売手数料引上げに関する諸
願外一件(早稲田柳右エ門君紹介
(第一二七九号)

同日
農業協同組合及び同連合会に対する
法人税課税免除に関する諸願(阿部
五郎君紹介)(第一二二五号)

同日
厚生年金還元融資による勤労者社会
福祉施設建設促進に関する諸願(中
馬辰猪君紹介)(第一二二二二号)

同日
農業協同組合に対する法人税課税免
除に関する諸願外十四件(田中幾三
郎君紹介)(第一二四四号)

同日
本委員会に付託された。

同日
本日の會議に付した案件

参考人出席要求に関する件

通行税法の一部を改正する法律案
(内閣提出第二二二号)

日本輸出入銀行法の一部を改正する
法律案(内閣提出第七号)

有価証券取引税法の一部を改正する
法律案(内閣提出第八号)

国民金融公庫法の一部を改正する法
律案(内閣提出第二二二号)

租税特別措置法の一部を改正する法
律案(内閣提出第一三八号)

昭和二十三年六月三十日以前に給付
事由の生じた国家公務員共済組合法
等の規定による年金の額の改定に関
する法律等の一部を改正する法律案
(内閣提出第一二二二号)

會計法の一部を改正する法律案(内
閣提出第一二七号)(予)

○足立委員長 これより會議を開きま
す。

参考人出席要求の件についてお諮り
いたします。

関税定率法の一部を改正する法律案
外二関税関係改正法律案及びその他税
制に関する諸問題について、それぞれ
参考人の出席を求め、意見を聴取する
こととし、参考人の人選並びに出席の
日時等につきましては、委員長に御一
任願いたしと存じますが、御異議あり
ませんか。

○足立委員長 御異議なしと認めま
す。よって、さよう決しました。

○足立委員長 租税特別措置法の一部
を改正する法律案、昭和二十三年六月
三十日以前に給付事由の生じた国家公
務員共済組合法等の規定による年金の
額の改定に関する法律等の一部を改正
する法律案及び會計法の一部を改正す
る法律案の三法律案を一括して議題と
いたします。

租税特別措置法の一部を改正する
法律案

租税特別措置法の一部を改正す
る法律

租税特別措置法(昭和三十三年法
律第二十六号)の一部を次のように
改正する。

目次中「第三款 居住用財産等の買換の場合等の譲渡所得の特例(第四款 第四十条・第四十一條)」を

三十五條―第三十九條」を

「第三款 居住用財産等の買換の場合等の譲渡所得の特例(第四十條・第四十一條)」を

得の特例の特例(第三十五條―第三十八條の二)に、第六款 海外移住の場合の譲渡所得の特例(第三十九條―第四十一條)の特例(第三十八條の六)に、第六款

節 その他の特例(第六十四條―第六十八條)を

「第六節 資産の譲渡の場合の第一項 市街地開発等による譲渡の特例(第六十四條―第六十八條)を

課税の特例(第六十四條―第六十五條の二)に係る資産の買換の場合の課税の特例(第六十五條の三・第六十五條の四)に

税の特例(第六十六條の二―第六十六條の六)を改める。

第十四條を削り、第十三條を第十四條とし、第十二條の二の次に次の一條を加える。

(低開地域における工業用機械等の特別償却)

第十三條 青色申告書を提出する個人が、低開地域工業開発促進法(昭和三十六年法律第 号)第二

條の規定により低開地域工業開発地として指定された地区内に

において、政令で定める期間内に、製造の事業の用に供する設備で政

令で定めるものの新設又は増設をする場合において、当該新設又は

増設により、当該期間内に、機械及び装置(起重機等の搬送設備を

含む)並びに工場用の建物(第十一條から前条までの規定の適用を

受けるものを除く。以下この条において「工業用機械等」という。

を取得し、又は製作し、若しくは

償却費として同項の規定により必要な経費に算入される金額を下ることとはできない。

2 第十一條第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける工業用機械等の減価償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十三條第一項本文の規定により必要な経費に算入することができ、減価償却費の限度額」と読み替へるものとする。

3 第十一條第三項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

第十八條を次のように定める。

(鉱工業技術研究組合に対する支出金の特別償却)

第十八條 青色申告書を提出する個人が、鉱工業技術研究組合(昭和三十六年法律第 号)第十四

條第一項の規定による承認を受けた鉱工業技術研究組合に対し、その者の営む事業に関連する同条第二項に規定する費用を支出した増

合には、その支出した日以後三年間に限り、同日以後三年以内の日を含む各年の次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に掲

げる金額(当該各号が第一号及び第二号の期間を含むものであるときは、これらの号に掲げる金額の合計額)以下の金額で当該各年にお

いて当該個人が必要経費として計算した金額は、当該個人の当該各年分の事業所得の計算上、必要な経費に算入する。

一 その支出した日から同日以後一年を経過した日の前日までの

期間 当該支出金額の百分の七十に相当する金額に当該各年のうちの当該期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額

二 前号に規定する一年を経過した日から同日以後二年を経過した日の前日までの期間 当該支出金額の百分の三十に相当する金額に当該各年のうちの当該期間の月数を乗じてこれを二十四で除して計算した金額

三 前項の月数は、既に従つて計算し、一月未満の端数を生じたときは、これを一月とする。

3 第一項の規定により必要な経費に算入された金額の累積額が当該支出金額に相当する金額をこえる場合には、同項の規定にかかわらず、そのこえる金額は、各年分の事業所得の計算上、必要な経費に算入しない。

4 第十一條第三項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第三十一條第一項各号列記以外の部分中「補償金又は対価」を「補償金、対価又は清算金」に改め、「買取」の下に「換地処分を加え、同項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 土地又は土地の上に存する権利につき土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)によ

る土地区画整理事業が施行された場合において、当該土地又は土地の上に存する権利に係る換地処分により同法第九十四條の規定による清算金(同法第九十

一條第三項又は第九十二條第三項の規定により換地又は当該権利の目的となるべき宅地若しくはその部分を定められなかつたことにより支払われるものに限る。)を取得するとき。

第三十一條第二項中「補償金又は対価」を「補償金、対価又は清算金」に改め、同条第三項中「第四号から第六号まで」を「第五号から第七号まで」に改める。

第三十二條第一項第二号中「(昭和二十九年法律第百十九号)」を削る。

第三十三條第一項中「取用等」を「第三十八條の六の規定の適用を受ける場合を除き、取用等」に改める。

第三十八條の二第一項中「第三十三條」の下に「又は第三十八條の六」を加える。

第二章第四節中「第四款 その他の特例」を削り、第三十八條の二の次に次の二款及び款名を加える。

第四款 市街地開発等に係る資産の買換の特例

この場合の譲渡所得の課税の特例(市街地開発等に係る資産の買換の特例)

(市街地開発等に係る資産の買換の特例)

この場合の譲渡所得の金額の計算(市街地開発等に係る資産の買換の特例)

第三十八條の三 個人(第二号から第四号までの場合にあつては、青色申告書を提出する者に限る。以下次項において同じ。)の有する資産で次の各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、その者が、第一号の場合にあつては同号

の規定により換地又は当該権利の目的となるべき宅地若しくはその部分を定められなかつたことにより支払われるものに限る。)を取得するとき。

第三十一條第二項中「補償金又は対価」を「補償金、対価又は清算金」に改め、同条第三項中「第四号から第六号まで」を「第五号から第七号まで」に改める。

第三十二條第一項第二号中「(昭和二十九年法律第百十九号)」を削る。

第三十三條第一項中「取用等」を「第三十八條の六の規定の適用を受ける場合を除き、取用等」に改める。

第三十八條の二第一項中「第三十三條」の下に「又は第三十八條の六」を加える。

第二章第四節中「第四款 その他の特例」を削り、第三十八條の二の次に次の二款及び款名を加える。

第四款 市街地開発等に係る資産の買換の特例

この場合の譲渡所得の課税の特例(市街地開発等に係る資産の買換の特例)

(市街地開発等に係る資産の買換の特例)

この場合の譲渡所得の金額の計算(市街地開発等に係る資産の買換の特例)

(市街地開発等に係る資産の買換の特例)

に規定する買取りのあつた日の属する年の十二月三十一までに、第二号から第四号までの場合にあつてはこれらの規定に規定する譲渡の日前一年（第二号に規定する特定規模の作業場又は第三号若しくは第四号に規定する工場用地に係る工場等の建設に要する期間が一年をこえることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間。以下この項及び次条第一項において同じ。）以内又は当該譲渡の日の属する年の十二月三十一日まで、それぞれ当該各号に掲げる資産（以下第三十八条の五までにおいて「買換資産」という。）の取得（製作を含む。以下第三十八条の五までにおいて同じ。）をし、かつ、当該取得の日から一年以内、当該買換資産を、第二号の場合にあつては同号に規定する特定規模の作業場の敷地の用に、第三号の場合にあつては同号の承認を受けた工場等集約化計画の内容に従つて同号に規定する事業の用に、第四号の場合にあつては同号の承認を受けたところから従つて同号に規定する事業の用にそれぞれ供したとき（当該期間内にこれらの用に供さなくなつた場合を除く。）又は供する見込みであるときは、政令で定めるところにより、当該買取り又は譲渡（以下この項において「買取り等」という。）に係る収入金額が当該買換資産の取得価額以下である場合に於ては、当該買取り等に係る資産の譲渡がなかつたものとし、当該収入

金額が当該取得価額をこえる場合に於ては、当該買取り等に係る資産のうちそのこえる金額に相当するものとして政令で定める部分の譲渡があつたものとして、所得税法第九条第一項の規定を適用する。

一 土地又は土地の上に存する権利（以下この条において「土地等」という。）が、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十八条第一項の規定により同項の用途地域として指定された地域その他これに準ずる地域として政令で定める地域内において、地方公共団体（その設立に係る団体の政令で定めるものを含む。）又は日本住宅公団が行なう当該地域の用途の区分に応じた一団地（その面積が十ヘクタール以上のものに限る。）の宅地造成のために買い取られた場合、所得税法の施行地にある他の土地等その他その買い取られた資産に代わるべき資産として政令で定めるもの

二 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律（昭和三十四年法律第七十七号）第二十条第二項に規定する作業場（以下この号において「作業場」という。）の敷地の用に供されている土地等が譲渡された場合（次号又は第四号の場合に該当する場合を除く。）において、当該譲渡をした者が、政令で定めるところにより、当該譲渡が同法第四十条第一項本文に規定する規制があることに基いて行なわれ

たものであることその他政令で定める事情があることにつき東京都知事の認定を受けたとき。工業開発区域内にある土地等で、当該譲渡をされた土地等に係る作業場の床面積をこえる床面積を有し、かつ、同法第二条第四項に規定する制限施設に該当する作業場（以下この条及び次条において「特定規模の作業場」という。）の敷地の用に供するためのも

三 中小企業振興資金等助成法（昭和三十一年法律第十五号）第十四条第二項に規定する中小企業者の営む製造業（物品の修理加工業を含む。）の用に供されている同項に規定する工場用地（以下この号において「工場用地」という。）が譲渡された場合において、当該譲渡をした者が組合員又は所属員とする同条第一項に規定する事業協同組合等が同項の規定により同項の工場等集約化計画につき通商産業大臣の承認を受けたとき、工業開発区域内にある土地等で、工場用地として当該事業の用に供するためのも

四 機械工業振興臨時措置法（昭和三十一年法律百五十四号）第二条第一項に規定する特定機械工業の用に供されている同法第十二条の三第一項に規定する工場用地（以下この号において「工場用地」という。）が譲渡された場合において、当該譲渡をした者が同項の規定による主務大臣の承認を受けたとき、工業開発

区域内にある土地等（工業開発区域以外の地域において取得することが必要であると認められる場合として政令で定める場合には、当該地域にある土地等）で、工場用地として当該事業の用に供するためのも

2 前項の規定は、個人の有する資産で同項各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合であつて、その者が、当該資産の譲渡の日属する年の翌年同日から一年以内に買換資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該買換資産を、同項第二号の場合にあつては特定規模の作業場の敷地の用に、同項第三号の場合にあつては同号の承認を受けた工場等集約化計画の内容に従つて同号に規定する事業の用に、同項第四号の場合にあつては同号の承認を受けたところから従つて同号に規定する事業の用にそれぞれ供する見込みである場合に於て、大蔵省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたときについて準用する。この場合において、同項中「取得価額」とあるのは、「脱税部長の承認を受けた取得価額の見積額」と読み替へるものとする。

3 前二項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする者の第一項各号に規定する資産を譲渡した日の属する年分の確定申告書等に、これらの規定の適用を受けようとする旨並びに譲渡した当該資

産の譲渡価額、取得し、又は取得しようとする買換資産の明細及びその取得価額又はその見積額その他大蔵省令で定める事項を記載し、かつ、これらの規定に該当する旨を証する大蔵省令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

4 第一項に規定する工業開発区域とは、次に掲げる区域又は地区のうち、都市計画その他市街地の整備の見地から工場を設置するのに適当な区域として政令で定める区域をいう。

一 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二十四条第一項の規定により同項の市街地開発区域として指定された区域その他これに準ずる区域として政令で定める区域

二 首都圏整備法第二条第一項に規定する首都圏に属する地域以外の地域において工場立地の調査等に関する法律（昭和三十四年法律第二十四号）第二条の規定による工場適地の調査により工場適地とされた地区

三 前二号に掲げる区域及び地区以外の地域において低開発地域工業開発促進法第二条の規定により低開発地域工業開発地区として指定された地区

（買換資産を取得した場合の更正の請求、修正申告等）

第三十八条の四 第三十六条第三項の規定は、前条第一項第二号から第四号までの規定の適用を受けた者が、買換資産の取得をした日から一年以内に、当該買換資産を、

同項第二号の場合にあつては特定規模の作業場の敷地の用に、同項第三号の場合にあつては同号の承認を受けた工場等集団化計画の内容に従つて同号に規定する事業の用に、同項第四号の場合にあつては同号の承認を受けたところに従つて同号に規定する事業の用にそれ供しない場合又はこれらの用に供さなくなつた場合について準用する。

2 第三十六条第三項の規定は、前条第二項の規定の適用を受けた者が次の各号の一に該当することとなつた場合について準用する。

一 買換資産の取得をした場合において、その取得価額が前条第二項に規定する税務署長の承認を受けた取得価額の見積額に対して過不足額があるとき。

二 前条第二項に規定する期間内に、買換資産の取得をせず、又は買換資産を同条第一項第二号の場合にあつては特定規模の作業場の敷地の用に、同項第三号の場合にあつては同号の承認を受けた工場等集団化計画の内容に従つて同号に規定する事業の用に、同項第四号の場合にあつては同号の承認を受けたところに従つて同号に規定する事業の用にそれ供せず、若しくはこれらの用に供さなくなつた場合第三十六条第四項の規定は、第一項若しくは前項第二号の規定に該当する場合又は同項第一号に規定する不足額を生ずることとなつた場合において、修正申告書の提出がないときについて準用する。

4 第三十三条の二第三項の規定は、前条第一項又は第二項の規定の適用を受けた者が第一項又は第二項において準用する第三十六条第二項又は第三項の規定に該当することにより納付すべきこととなつた所得税額について準用する。

この場合において、第三十三条の二第三項中「第三十三条の二第一項」とあるのは、「第三十八条の四第一項若しくは第二項において準用する同法第三十六条第二項若しくは第三項」と読み替へるものとする。

(買換資産の譲渡の場合の取得価額の計算等)

第三十八条の五 第三十七条の規定は、第三十八条の三第一項又は第二項の規定の適用を受け、譲渡所得の計算について特例を認められた者（前条第一項若しくは第二項において準用する第三十六条第二項若しくは第三項の規定による修正申告書を提出し、又は前条第三項において準用する第三十六条第四項の規定による更正を受けたため、当該特例を認められないこととなつた者を除く。）の買換資産に係る所得税法第十條第二項の規定による減価償却費の額の計算及び当該買換資産の取得の日以後その譲渡、遺贈又は贈与があつた場合における譲渡所得の計算について準用する。

第五款 海外移住の場合の譲渡所得等の課税の特例
(海外移住の場合の譲渡所得等の課税の特例)
第三十八条の六 国の行政機関が作成した計画に基づき永住の目的をもつて所得税法の施行地外へ移住する者として政令で定めるもの（以下この条において「海外移住者」という。）が、同法の施行地に住所及び居所を有しないこととなる日の属する年においてその有する資産を譲渡した場合には、当該資産の譲渡に対する同法第九條第一項第七号又は第八号の規定の適用については、山林所得に係る総収入金額から必要な経費を控除した残額又は譲渡所得の金額は、当該資産の譲渡につきこれらの規定を適用して計算した金額から百万円（当該計算した金額が百万円に満たない場合には、当該計算した金額に相当する金額）を控除した金額（山林所得に係る当該計算した金額及び譲渡所得に係る当該計算した金額がともにある場合には、これらの金額から、政令で定めるところにより、あわせて百万円（これらの金額の合計額が百万円に満たない場合には、当該合計額に相当する金額）を控除した金額）の二分の一に相当する金額とする。

成した計画に基づき永住の目的をもつて所得税法の施行地外へ移住する者として政令で定めるもの（以下この条において「海外移住者」という。）が、同法の施行地に住所及び居所を有しないこととなる日の属する年においてその有する資産を譲渡した場合には、当該資産の譲渡に対する同法第九條第一項第七号又は第八号の規定の適用については、山林所得に係る総収入金額から必要な経費を控除した残額又は譲渡所得の金額は、当該資産の譲渡につきこれらの規定を適用して計算した金額から百万円（当該計算した金額が百万円に満たない場合には、当該計算した金額に相当する金額）を控除した金額（山林所得に係る当該計算した金額及び譲渡所得に係る当該計算した金額がともにある場合には、これらの金額から、政令で定めるところにより、あわせて百万円（これらの金額の合計額が百万円に満たない場合には、当該合計額に相当する金額）を控除した金額）の二分の一に相当する金額とする。

2 前項の規定は、海外移住者が、その有する資産を譲渡し、その譲渡の日の属する年の翌年で同日から一年以内に所得税法の施行地に住所及び居所を有しないこととなる見込みであり、かつ、大蔵省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合について準用する。

3 前二項の規定は、その適用を受けようとする者のこれらの規定に

規定する資産を譲渡した日の属する年分の確定申告書等に、その適用を受けようとする旨を記載し、かつ、海外移住者に該当する旨の大蔵省令で定める証明書を添付しない場合には、適用しない。

4 第二項において準用する第一項の規定の適用を受けた者は、第二項に規定する期間を経過した日の前日において所得税法の施行地に住所及び居所を有しないこととなつていない場合には、当該経過した日から四月以内に、同項に規定する譲渡の日の属する年分の所得税についての修正申告書を提出しなければならぬ。

5 前項の規定に該当することとなつた場合において、修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、所得税法第四十四條の規定により所得金額及び所得税額を更正する。

第六款 その他の特例
第四十五条を次のように改める。
(低開発地域における工業用機械等の特別償却)
第四十五条 青色申告書を提出する法人が、低開発地域工業開発促進法第二条の規定により低開発地域工業開発地区として指定された地区内において、政令で定める期間内に、製造の事業の用に供する設備で政令で定めるものの新設又は増設をする場合において、当該新設又は増設により、当該期間内に、機械及び装置（起重機等の搬送設備を含む。）並びに工場用の建物（第四十三条から前条までの規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「工業用機械等」という。）を取得し、又は製作し、若しくは建築して、これを当該地区内において当該法人の当該事業の用に供したときは、その用に供した日を含む事業年度の法人税法及び同法に基づく命令の規定により計算される当該工業用機械等の償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、当該償却範囲額とそれ取得価額（当該取得価額が、当該工業用機械等を当該事業の用に供したことに伴つて増加した雇用者の数に應ずるものとして政令で定めるところにより計算した金額をこえる場合には、当該金額の三分の一（建物については、五分の一）に相当する金額との合計額とする。

2 第四十三条第六項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第四十六條第一項中「第十三條第一項」を「第十四條第一項」に改める。
第五十二条を次のように改める。
(鉱工業技術研究組合に対する支出金の特別償却)
第五十二条 青色申告書を提出する法人が、鉱工業技術研究組合法第十四條第一項の規定による承認を受けた鉱工業技術研究組合に対し、同条第二項に規定する費用を支出した場合には、その支出した日以後三年以内の日を含む各事業年度のその支出した金額の償却限度額は、法人税法及び同法に基づく命令の規定にかかわらず、その支出した日以後三年間に限り、当該事業年度の次の各号に掲げる期

下この条において「工業用機械等」という。）を取得し、又は製作し、若しくは建築して、これを当該地区内において当該法人の当該事業の用に供したときは、その用に供した日を含む事業年度の法人税法及び同法に基づく命令の規定により計算される当該工業用機械等の償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、当該償却範囲額とそれ取得価額（当該取得価額が、当該工業用機械等を当該事業の用に供したことに伴つて増加した雇用者の数に應ずるものとして政令で定めるところにより計算した金額をこえる場合には、当該金額の三分の一（建物については、五分の一）に相当する金額との合計額とする。

2 第四十三条第六項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第四十六條第一項中「第十三條第一項」を「第十四條第一項」に改める。

第五十二条を次のように改める。
(鉱工業技術研究組合に対する支出金の特別償却)
第五十二条 青色申告書を提出する法人が、鉱工業技術研究組合法第十四條第一項の規定による承認を受けた鉱工業技術研究組合に対し、同条第二項に規定する費用を支出した場合には、その支出した日以後三年以内の日を含む各事業年度のその支出した金額の償却限度額は、法人税法及び同法に基づく命令の規定にかかわらず、その支出した日以後三年間に限り、当該事業年度の次の各号に掲げる期

出金の特例
第五十二条 青色申告書を提出する法人が、鉱工業技術研究組合法第十四條第一項の規定による承認を受けた鉱工業技術研究組合に対し、同条第二項に規定する費用を支出した場合には、その支出した日以後三年以内の日を含む各事業年度のその支出した金額の償却限度額は、法人税法及び同法に基づく命令の規定にかかわらず、その支出した日以後三年間に限り、当該事業年度の次の各号に掲げる期

間の区分に應じ、当該各号に掲げる金額（当該事業年度が第一号及び第二号の期間を含むものであるときは、これらの号に掲げる金額の合計額）とする。

一 その支出した日から同日以後一年を経過した日の前日までの期間 当該支出金額の百分の七十に相当する金額に当該事業年度のうちの当該期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額

二 前号に規定する一年を経過した日から同日以後二年を経過した日の前日までの期間 当該支出金額の百分の三十に相当する金額に当該事業年度のうちの当該期間の月数を乗じてこれを二十四で除して計算した金額

2 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月未満の端数を生じたときは、これを一月とする。

3 第一項の規定による支出金額の償却額の累積額が当該支出金額に相当する金額をこえる場合には、同項の規定にかかわらず、そのこえる金額は、各事業年度の所得の計算上、損金に算入しない。

4 第四十三条第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第三章中「第六節 その他の特例」を「第六節 資産の譲渡の場合の課税の特例」に改める。

第六十四条の前に次の款名を加える。

部分中「補償金又は対価」を「補償金、対価又は清算金」に改め、「買取」の下に「換地処分」を加え、同項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 土地又は土地の上に存する権利につき土地区画整理法による土地区画整理事業が施行された場合において、当該土地又は土地の上に存する権利に係る換地処分により同法第九十四条の規定による清算金（同法第九十一条第三項又は第九十二条第三項の規定により換地又は当該権利の目的となるべき宅地若しくはその部分を定められなかつたことにより支払われるものに限る。）を取得するとき。

第六十四条第二項中「第四号から第六号まで」を「第五号から第七号まで」に改める。

第六十四条の二第一項及び第二項並びに第六十五条第三項中「補償金又は対価」を「補償金、対価又は清算金」に改める。

第六十五条の二の次に次の一款及び款名を加える。

第二款 市街地開発等に係る資産の買換の特例

（市街地開発等に係る資産の買換の場合の課税の特例）

第六十五条の三 法人（清算中の法人を除くものとし、第二号から第四号までの場合にあつては、青色申告書を提出する法人に限る。）の所有する資産で次の各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、当該法人が、第一号の場合にあつては同号に規定する買取りのあつた日を含む事業年度終了の日までに、第二号から第四号までの場合にあつてはこれらの規定に規定する譲渡の日前一年（第二号に規定する特定規模の作業場又は第三号若しくは第四号に規定する工場用地に係る工場等の建設に要する期間が一年をこえることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間。以下この条において同じ。）以内又は当該譲渡の日を含む事業年度終了の日までに、それぞれ当該各号に掲げる資産（以下この条及び次条において「買換資産」という。）の取得（製作を含む。以下この条及び次条において同じ。）をし、かつ、当該取得の日から一年以内

に、当該買換資産を、第二号の場合にあつては同号に規定する特定規模の作業場の敷地の用に、第三号の場合にあつては同号の承認を受けた工場等集団化計画の内容に従つて同号に規定する事業の用に、第四号の場合にあつては同号の承認を受けたところから従つて同号に規定する事業の用にそれぞれ供したとき（当該期間内にこれらの用に供さなかつた場合を除く。）又は供する見込みであるときは、当該買換資産につき、その取得価額（その額が当該買取り又は譲渡（以下この項において「買取り等」という。）に係る対価の額（既に買換資産の取得をしている場合に

は、その取得価額に相当する金額を控除した額）をこえる場合には、そのこえる金額を控除した金額）に当該買取り等に係る対価の額に對する当該買取り等に係る資産の譲渡直前の帳簿価額の割合（以下次条において「記帳割合」という。）を乗じて計算した金額（当該金額がない場合には一円とし、当該買換資産の取得価額が当該対価の額で当該買換資産の取得に充てられた額をこえる場合にはその計算した金額にそのこえる金額を加算した金額とする。）を下らない金額をその帳簿価額として財産目録に記載した場合に限り、その取得価額と財産目録に記載した価額との差額に相当する金額は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

一 土地又は土地の上に在する権利（以下この条において「土地等」という。）が、建築基準法第四十八条第一項の規定により同項の用途地域として指定された地域その他これに準ずる地域として政令で定める地域内において、地方公共団体（その設立に係る団体の政令で定めるものを含む。）又は日本住宅公団が行なう当該地域の用途の区分に応じた一団地（その面積が十ヘクタール以上のものに限り、）の宅地造成のために買収取られた場合 法人税法の施行地にある他の土地等その他その買収取られた資産に代わるべき資産として政令で定めるもの

二 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律第二条第二項に規定する作業場（以下この号において「作業場」という。）の敷地の用に供されている土地等が譲渡された場合（次号又は第四号の場合に該当する場合を除く。）において、当該譲渡をした法人が、政令で定めるところにより、当該譲渡が同法第四条第一項本文に規定する規制があることに基いて行なわれたものであることその他政令で定める事情があることにつき東京都知事の認定を受けたとき。

工業開発区域（第三十八条の三第四項に規定する工業開発区域をいう。以下この項において同じ。）内にある土地等で、当該譲渡をされた土地等に係る作業場の床面積をこえる床面積を有し、かつ、同法第二条第四項に規定する制限施設に該当する作業場（以下この条及び次条において「特定規模の作業場」という。）の敷地の用に供するためのもの

三 中小企業振興資金等助成法第十四条第二項に規定する中小企業者の営む製造業（物品の修理加工業を含む。）の用に供されている同項に規定する工業用地（以下この号において「工場用地」という。）が譲渡された場合において、当該譲渡をした法人を組合員又は所屬員とする同条第一項に規定する事業協同組合等が同項の規定により同項の工場等集団化計画につき通商産業

大臣の承認を受けたとき、工業開墾区域内にある土地等で、工場用地として当該事業の用に供するためのものである。

四 機械工業振興臨時措置法第二條第一項に規定する特定機械工業の用に供されている同法第十二條の三第一項に規定する工場用地（以下この号において「工場用地」という。）が譲渡された場合において、当該譲渡をした法人が同項の規定による主務大臣の承認を受けたとき、工業開墾区域以外に土地等（工業開墾区域以外に土地等において取得することが必要であると認められる場合として政令で定める場合）には、当該地域にある土地等（以下この号において「当該土地等」という。）で、工場用地として当該事業の用に供するためのものである。

2 前項第二号から第四号までの規定の適用を受けた法人が、買換資産の取得をした日から一年以内に、当該買換資産を、同項第二号の場合にあつては特定規模の作業場の敷地の用に、同項第三号の場合にあつては同項の承認を受けた工場等集約化計画の内容に従つて同項に規定する事業の用に、同項第四号の場合にあつては同項の承認を受けた工場等集約化計画の内容に従つて同項に規定する事業の用にそれぞれ供しない場合又はこれらの用に供さなくなつた場合には、政令で定めるところにより、当該買換資産につき同項の規定により損金に算入された金額に相当する金額は、それぞれ当該取得の日から一年を経過した日又はその供さなくなつた日

を含む事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

3 第一項の規定は、確定申告書等に同項の規定により損金に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金に算入される金額の計算に関する明細書及び同項の規定に該当する旨を証する大蔵省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

（市街地開発等に係る資産の買換えに關し特別勘定を設けた場合の特例）

第六十五條の四 前條第一項に規定する法人の有する資産で同項各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合であつて、当該法人が、当該資産の譲渡の日を含む事業年度の翌事業年度開始の日から当該譲渡の日以後一年を経過した日までの期間（以下次項において「指定期間」という。）内に買換資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該買換資産を、同項第二号の場合にあつては特定規模の作業場の敷地の用に、同項第三号の場合にあつては同項の承認を受けた工場等集約化計画の内容に従つて同項に規定する事業の用に、同項第四号の場合にあつては同項の承認を受けた工場等集約化計画の内容に従つて同項に規定する事業の用にそれぞれ供する見込みである場合に於いて、当該買換資産の取得に充てようとする金額（当該金額が当該譲渡に係る対価の額をこえる場合には、そのこえる金額

を控除した金額）からこれに記帳割合を乗じて計算した金額を控除した金額を当該譲渡の日を含む事業年度において特別勘定として経理したときは、その経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

2 第六十四條の二第三項並びに前條第一項及び第二項の規定は、前項の規定の適用を受けた法人が指定期間内に買換資産の取得をし、かつ、当該買換資産につき当該取得の日から一年以内に同條第一項又は第二項に規定する事情に準ずる事情が生じた場合について準用する。この場合において、第六十四條の二第三項中「代替資産」とあるのは「買換資産」と、前條第一項中「当該事業年度の所得の計算上」とあるのは「当該買換資産の取得の日を含む事業年度の所得の計算上」と読み替へるものとする。

3 前條第三項の規定は、第一項又は前項において準用する前條第一項の規定を適用する場合について準用する。

4 第六十四條の二第四項（後段を除く。）及び第七項の規定は、第一項の規定の適用を受けた法人について準用する。

第三款 その他の特例
第六十六條の次に次の一節を加える。

第七節 合併等の場合の課税の特例
（被合併法人の清算所得のうち評価益から成る金額に係る課税の特例）
第六十六條の二 法人（清算中の法

人を除く。以下第六十六條の六までにおいて同じ。）で青色申告書を提出するもののうち次に掲げるものが合併（政令で定める要件をみたすものに限る。）を行ない、かつ、当該合併により消滅した法人（以下第六十六條の五までにおいて「被合併法人」という。）の清算所得の金額のうち法人税法第十二條の二第一項第二号に掲げる金額で積立金額以外の金額から成るもの（以下この条において「評価益から成る金額」という。）がある場合において、当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人（以下第六十六條の五までにおいて「合併法人」という。）が、当該合併の際当該合併により当該被合併法人から取得した資産のうち当該合併直前における帳簿価額をこえる帳簿価額を附したものの全部又は一部につき、当該評価益から成る金額のうち当該資産に係るものとして政令で定める金額に相当する金額の範囲内において当該帳簿価額を減額してこれを財産目録に記載し、その減額した金額の合計額を特別勘定として経理したときは、当該被合併法人の清算所得は、同項の規定にかかわらず、同項に掲げる金額からその経理した金額に相当する金額を控除した金額による。

一 機械工業振興臨時措置法第二條第一項に規定する特定機械工業を営む法人で同法第十二條の二第一項の規定による承認を受けたもの

二 農業協同組合で農業協同組合合併助成法（昭和三十六年法律第 号）第四條第二項の認定を受けたもの

三 漁業協同組合で漁業協同組合整備促進法（昭和三十五年法律第六十一號）第十四條第一項の規定による勧告を受けたもの

四 中央卸売市場法（大正十二年法律第三十二號）第十條の規定により中央卸売市場において卸売の業務を営む法人で同法第十五條ノ二第一項の認可を受けたもの

2 前項に規定する特別勘定を設けている合併法人が当該特別勘定として経理した金額を取りくずした場合には、その取りくずした金額は、その取りくずした日を含む事業年度の所得の計算上、損金に算入しない。

3 前二項に規定するもののほか、第一項に規定する特別勘定を設けた法人が解散又は合併により消滅した場合には、その清算所得の計算その他当該特別勘定に關し必要な事項は、政令で定める。

4 第一項の規定は、法人税法第十二條の五第一項の規定による申告書（当該申告書に係る同法第二十三條の規定による申告書を含む。）に第一項の規定により同法第十二條の二第一項第二号に掲げる金額から控除する金額のその控除に關する申告の記載があり、かつ、当該申告書に第一項の規定に該当する旨を証する大蔵省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

(被合併法人の清算所得のうち積立金額から成る金額に係る課税の特例)

第六十六條の三 前条第一項に規定する被合併法人の清算所得の金額のうち法人税法第十二條の第二項第二号に掲げる金額で積立金額から成るものがある場合には、当該金額については、同法の規定にかかわらず、清算所得に対する法人税は、課さない。

2 前条第四項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第一項の規定により」とあるのは「第六十六條の第三第一項に規定する」と、「金額から控除する金額のその控除」とあるのは「金額で積立金額から成るもの」と、「第一項の規定に該当する」とあるのは「第六十六條の第三第一項の規定に該当する」と読み替えるものとす。

(法人税額からみなし配当の金額の一部を控除する場合の控除金額の計算の特例)

第六十六條の四 前二條の規定の適用を受けた被合併法人の株主、社員又は出資者たる法人が第六十六條の第二項に規定する合併により合併法人から取得する株式又は出資の価額及び金銭の額の合計額のうち法人税法第九條の六第二項第三号に掲げる金額に該当する金額がある場合には、同法第十條の二第一項又は第十二條の四第一項の規定により控除する金額は、これらの規定にかかわらず、その該当する金額のうち、第六十六條

の二第一項に規定する特別勘定として経理した金額と前条第一項に規定する積立金額から成る金額との合計額に对应する部分の金額以外の金額の百分の二十五に相当する金額とする。

(被合併法人から引き継いだ欠損金に係る合併法人の所得計算の特例)

第六十六條の五 第六十六條の二第一項第二号又は第三号に掲げる法人で青色申告書を提出するものが同項に規定する合併を行つた場合において、青色申告書を提出する合併法人が被合併法人の欠損金で政令で定めるものを引き継いだときは、当該欠損金は、政令で定めるところにより、当該合併法人の合併の日を含む事業年度以後の各事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

(特定機械工業を営む法人が現物出資した場合の課税の特例)

第六十六條の六 青色申告書を提出する法人で機械工業振興臨時措置法第二條第一項に規定する特定機械工業を営むもののうち同法第十二條の二第一項及び第二項の規定による承認を受けたものが、同条第二項の規定による承認に係る固定資産を出資した場合において、政令で定めるところにより、当該出資の日を含む事業年度において、当該資産のうち同条第四項に規定する証明を受けたもの(次項に規定する特定出資資産を除く)の出資により取得した株式(出資を含む。以下この条において同じ。)につき、当該資産の当該出資直前

の帳簿価額(当該資産の出資に要した経費がある場合には、当該経費の額を加算した金額。以下次項及び第三項において「出資前帳簿価額」という。)を下らない金額をその帳簿価額として財産目録に記載したときは、当該資産の価額と財産目録に記載した価額との差額に相当する金額は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

2 前項に規定する法人(以下この条において「出資法人」という。)

が、機械工業振興臨時措置法第十二條の二第二項の規定による承認に係る土地若しくは土地の上に存する権利を出資し、又は当該法人と特殊の関係にある法人として政令で定める法人に対してこれらの資産以外の固定資産で当該承認に係るものを出資した場合において、政令で定めるところにより、これらの出資に係る資産(以下この条において「特定出資資産」という。)の出資を受けた法人(以下この条において「出資受入法人」という。)(が、当該出資を受けた日を含む事業年度(以下この条において「出資受入事業年度」という。))において、当該特定出資資産の帳簿価額を一円に達するまでの範囲内において減額してこれを財産目録に記載し、その減額した金額を特別勘定として経理し、かつ、当該出資法人が、当該出資の日を含む事業年度(以下この条において「出資事業年度」という。))において、当該出資により取得した株式につき、当該出資受入法人が出資受入事業

年度終了の日において当該特定出資資産につき財産目録に記載している価額(その価額が当該特定出資資産の出資前帳簿価額に満たない場合には、当該出資前帳簿価額。以下第四項において同じ。)を下らない金額をその帳簿価額として財産目録に記載したときは、当該特定出資資産の価額とその財産目録に記載した価額との差額に相当する金額は、当該出資事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

3 前項の場合において、当該出資法人の出資事業年度終了の日が当該出資受入法人の出資受入事業年度終了の日前に到来するときは、

当該出資法人は、政令で定めるところにより、当該出資事業年度において当該特定出資資産の価額とその出資前帳簿価額との差額に相当する金額を特別勘定として経理することができるとし、当該出資法人が当該経理をしたときは、その経理した金額に相当する金額は、当該出資事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

4 第二項の規定は、前項の規定の適用を受けた出資法人が、政令で定めるところにより、当該出資受入法人(当該出資法人に係る特定出資資産につき、出資受入事業年度において、その帳簿価額を第二項に規定する限度において減額してこれを財産目録に記載し、かつ、同項の特別勘定を設けているものに限る。)の出資受入事業年度終了の日を含む当該出資法人の事業年度(以下次項において「圧縮

記帳処理事業年度」という。))において、当該特定出資資産の出資により取得した株式につき、当該出資受入法人が出資受入事業年度終了の日において当該特定出資資産につき財産目録に記載している価額を下らない金額をその帳簿価額として財産目録に記載する場合について準用する。

5 出資法人が第三項の規定により特別勘定として経理した金額は、その圧縮記帳処理事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

6 第一項から第四項までの規定は、確定申告書等にこれらの規定により損金に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金に算入される金額の計算に関する明細書及びこれらの規定に該当する旨を証する大蔵省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

7 第六十六條の二第二項の規定は、第二項に規定する特別勘定を設けている法人について準用する。

8 第二項から第五項まで及び前項に規定するもののほか、第二項及び第三項に規定する特別勘定に關し必要な事項は、政令で定める。第六十七條の前に次の節名及び二条を加える。

第八節 その他の特例
(鉱工業技術研究組合の所得計算の特例)

第六十六條の七 青色申告書を提出する鉱工業技術研究組合(清算中のものを除く。)(が、鉱工業技術研

究組合法第十三条第一項の規定により同法第三条第一項第一号に規定する試験研究の用に直接供する固定資産で政令で定めるもの(以下この項において「試験研究用資産」という。)を取得し、又は製作するための費用を賦課し、当該賦課に基づいて納付された金額の全部又は一部に相当する金額をもつて試験研究用資産を取得し、又は製作した場合において、当該試験研究用資産につき一円(当該試験研究用資産の取得価額がその納付された金額(既に試験研究用資産の取得に充てられた金額があるときは、その金額を控除した金額)をこえる場合には、そのこえる金額)を下らない金額をその帳簿価額として財産目録に記載したときは、当該取得価額と財産目録に記載した価額との差額に相当する金額は、その取得の日を含む事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

2 前項の規定は、確定申告書等に同項の規定により損金に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金に算入される金額の計算に関する明細書の添附がある場合に限り、適用する。

(確定製造者の売却金の損金算入による欠損金の処置等の特例)

第六十六条の八 確定工業合理化及び確定輸出調整臨時措置法(昭和二十九年法律第七十三号)第二条に規定する確定(以下この条に

おいて「確定」という。)を製造する法人(以下この条において「確定製造者」という。)が昭和三十六年三月三十一日において現に日本確定輸出株式会社(以下この条において「会社」という。)に対して売却金を有している場合には、当該確定製造者については、当該売却金の額のうち政令で定めるところにより計算した額に相当する金額は、政令で定めるところにより、同日を含む事業年度の所得の計算上、損金に算入する。この場合においては、当該確定製造者の会社に対しては、当該売却金の額は、当該事業年度以後の各事業年度の所得の計算上、当該損金に算入した金額に相当する金額の減額がされたものとみなす。

2 確定製造者が昭和三十六年四月一日を含む事業年度以後の各事業年度において会社に対し確定を販売する場合には、当該確定製造者については、当該事業年度の所得の計算上、当該確定は、その輸出価額を基準として政令で定める価額をもつて販売されたものとみなす。この場合においては、当該事業年度終了の日において当該確定製造者が会社に対して有する当該確定の販売に係る売却金の額は、当該事業年度以後の各事業年度の所得の計算上、当該確定の売却に係る売却金の額と、当該事業年度以後の各事業年度の所得の計算上、当該確定の売却に係る売却金の額との合計額をいう。)は、当該事業年度以後の各事業年度の所得の計算上、当該減額されたものとみなされた金額に達するまでの金額の減額がされたものとみなす。

3 確定製造者の昭和三十六年三月三十一日から同年七月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度における総損金が総益金をこえる場合には、そのこえる損金の額のうち、第一項前段の規定により生じたもの又は前項前段の規定の適用があつたことにより生じたもの(同年四月一日から同年七月三十一日までの間の販売に係るものに限る。)として政令で定める額については、法人税法第九条第五項中「五年」とあるのを「十年」として、政令で定めるところにより、同項の規定を適用する。

4 会社が昭和三十六年三月三十一日において現に確定製造者に対して有する買掛金の額のうち第一項に規定する政令で定めるところにより計算した売却金の額に対応する額は、同日を含む事業年度以後の各事業年度の所得の計算上、減額されたものとみなす。この場合においては、当該減額されたものとみなされた金額は、同日を含む事業年度の所得の計算上、益金に算入せず、また、会社が当該事業年度終了の日において有する欠損金額(当該事業年度における総損金が総益金をこえる場合のそのこえる損金の額と法人税法第九条第五項に規定する損金の額との合計額をいう。)は、当該事業年度以後の各事業年度の所得の計算上、当該減額されたものとみなされた金額に達するまでの金額の減額がされたものとみなす。

5 会社が昭和三十六年四月一日以後確定製造者から確定を購入することにより生ずる買掛金の額のうち第二項後段の規定により減額されたものとみなされる売却金の額に対応する額は、同日を含む事業年度以後の各事業年度の所得の計算上、減額されたものとみなす。第七十七条の次に次の一条を加える。

(開拓農地等の所有権取得の登記の税率の軽減)

第七十七条の二 開拓農振興臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八号)第二条第一項に規定する開拓農振興組合の組合員である開拓者で同項各号の一に該当するもの(以下この条において「開拓者」という。)が農業委員会等に関する法律第六条第二項の規定に基づく農業委員会のあつせんにより他の開拓者から取得した耕作又は養畜の用に供する土地の所有権の取得の登記の登録税の額は、大蔵省令で定めるところにより昭和三十六年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までの間に登記を受けるものに限り、登録税法第二条第一項第三号の規定にかかわらず、当該土地の価格の千分の六とする。

第八十一条の見出し中「勧告」を「勧告等」に改め、同条中「次に掲げる事項」を「次の各号に掲げる事項(第八十条の規定の適用を受けるものを除く。)」に、「日本経済」を「日本経済」に、「行政機関の法令の規定に基く勧告又は指示

によつてされた」を「行政機関の法令の規定に基く勧告若しくは指示によつてなされたものであり、又は機械工業振興臨時措置法第十二条の二第一項の規定による承認に係る」に改め、「政令で定めるところにより」の下に「当該勧告若しくは指示又は承認があつた日から一年以内に登記を受けるものに限る」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、第三号に掲げる事項の登記の登録税にあつては、同法の規定により算出した金額が同号の規定により算出した金額に満たない場合には、この限りでない。

第八十一条第一号及び第二号を次のように改める。

一 会社の設立又は資本若しくは出資の増加(次号に掲げるものを除く。それぞれば資本若しくは出資の金額又は増加した資本若しくは出資の金額の千分の三・五に相当する金額

二 合併による会社の設立又は資本若しくは出資の増加、それぞれば資本若しくは出資の金額又は合併により増加した資本若しくは出資の金額の千分の一に相当する金額(当該資本若しくは出資の金額又は増加した資本若しくは出資の金額が合併により消滅した会社の合併当時の資本又は出資の金額(当該消滅した会社が二以上ある場合には、これらの会社の合併当時の資本又は出資の金額の合計額)をこえる場合には、そのこえる金額の千

分の二・五に相当する金額を加算した金額)

第八十一条第三号中「権利の取得」の下に「(次号に掲げるものを除く。)」を加え、「千分の六」を「千分の六に相当する金額に」、「千分の四」を「千分の四に相当する金額」に改め、同条に次の一号を加える。

四 合併による法人の設立又は資本若しくは出資の増加の場合における不動産又は船舶の権利の取得 当該不動産又は船舶の価格の千分の二に相当する金額

第八十一条の次に次の一条を加える。

(農業協同組合の合併の場合における不動産の権利の取得の登記の免税)

第八十一条の二 農業協同組合が農業協同組合合併助成法第四條第二項の認定を受けて合併した場合に、当該合併後存続する農業協同組合又は当該合併により設立した農業協同組合が当該合併により取得する不動産の権利の取得の登記については、大蔵省令で定めるところにより昭和三十六年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの間に登記を受けるものに限

附 則

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。ただし、第十八条及び第五十二條の改正規定並びに第六十七條の前に節名及び二條を加える改正規定中鉱工業技術研究組合に係る部分は、鉱工業技術研究組合法(昭和三十六年法律第 号)の施行の日から施行する。

2 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という)第二章の規定は、昭和三十六年分以後の所得税について適用する。

3 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)第一条第二項に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の昭和三十六年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

4 新法第六十五條の三及び第六十五條の四の規定は、昭和三十六年四月一日以後に新法第六十五條の三第一項各号に規定する土地等の買取り又は譲渡がされた場合における当該土地等の譲渡に係る法人税について適用する。

5 新法第六十六條の二から第六十六條の四まで(新法第六十六條の二第一項第三号及び第四号に規定する法人に係る部分に限る。)及び新法第六十六條の五(新法第六十六條の二第一項第三号に規定する法人に係る部分に限る。)の規定は、これらの法人が昭和三十六年

四月一日以後に同項第三号又は第四号に規定する勧告又は認可を受けて合併する場合について適用する。

6 新法第八十一条(同条に規定する勧告又は指示によつてされる同条各号に掲げる事項に係る登録税に係る部分に限る。)の規定は、昭和三十六年四月一日以後に行なわれる当該勧告又は指示によつてされる当該事項に係る登録税について適用し、同日以前に行なわれた改正前の租税特別措置法第八十一条に規定する勧告又は指示によつてされる同条各号に掲げる事項に係る登録税については、なお従前の例による。

理 由

今次の税制改正の一環として、試験研究の助長、特定産業の助成及び低開発地域における工業開発等の促進を図るため、鉱工業技術研究組合に対する支出金の特別償却、特定機械工業の合併等の場合の清算所得に対する法人税の課税の特例、低開発地域において取得する機械設備等の特別償却、市街地開発等に係る資産の買換えの場合の所得税及び法人税の課税の特例その他の措置を講ずるとともに、農業協同組合等の合併に伴う登記、開拓農民等の取得する農地に係る登記等の登録税を減免し、その他海外移住者に対する譲渡所得等の所得税を軽減する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

(昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第一条 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和三十一年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「第一項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「別表の仮定俸給を」を「別表第一の仮定俸給を」に改め、同項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定により年金額を改定された年金のうち、その算定の基準となる別表第一の下欄に掲げる仮定俸給が二万八千円以下のものであるについては、昭和三十六年十月分以後、その年金額を、その算定の基準となつてい

る年金額改定法の仮定俸給にそれぞれ対応する別表第二の仮定俸給を俸給とみなし、共済組合法の規定を適用して算定した額に改定する。

3 昭和二十三年六月三十日以前から引き続き在職し、同年七月一日から同年十一月三十日まで

の間に退職し、又は死亡した者(同年六月三十日に退職したものとすればその者に係る年金に

つき前二項の規定の適用を受けるべき者に限る。)で、同年六月三十日に退職したものとみなして前二項の規定を適用した場合に受けるべき年金の額が現に受けている年金の額をこえることとなるものについては、その者又はその遺族の申出により、昭和三十六年十月分以後、同日に退職したものと同みなしてこれらの規定に準じ年金額を改定することができ

る。第二条第一項中「別表の仮定俸給を」を「別表第一の仮定俸給を」に改め、同条第二項中「前条第二項及び第三項」を「前条第四項及び第五項」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

別表第二

第一条第一項又は第二条第一項に規定する年金額改定法の仮定俸給	仮定俸給
六、〇〇〇円	七、四〇〇円
六、二〇〇	七、六五〇
六、六五〇	八、一五〇
七、一五〇	八、六五〇
七、四〇〇	八、九五〇
七、六五〇	九、二五〇
七、九〇〇	九、八五〇
八、四〇〇	一〇、六五〇
八、六五〇	一一、一〇〇
八、九五〇	一一、五五〇
九、五五〇	一二、四五〇
九、八五〇	一二、九〇〇
一〇、二五〇	一三、四〇〇
一一、一〇〇	一四、六〇〇
一一、五五〇	一五、二〇〇
一二、四五〇	一六、四〇〇
一三、四〇〇	一七、八〇〇
一四、六〇〇	一八、五〇〇
一五、八〇〇	一九、二〇〇
一六、四〇〇	二〇、〇〇〇
一七、八〇〇	二〇、八〇〇
一八、五〇〇	二一、六〇〇

第一条第一項又は第二条第一項に規定する年金額の算定の基準となつてゐるこれらの規定に規定する年金額改定法の仮定俸給が六、〇〇〇円未満の場合においては、その仮定俸給の一・二三三倍に相当する金額（一円未満の端数は、切り捨てるものとし、その額が六、六五〇円未満となる場合には、六、六五〇円とする。）を仮定俸給とし、当該年金額改定法の仮定俸給のうち六、〇〇〇円以上一八、五〇〇円未満に該当するもので、この表の上欄に掲げられてゐないものについては、その直近多額の仮定俸給に対応するこの表の仮定俸給による。

（旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律の一部改正）

第二条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に關する法律（昭和三十三年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項（第二号を除く。）中「同法別表の仮定俸給」を「同法別表第一の仮定俸給」に、「第二条第二項において準用する同法第一条第二項」を「第二条第三項において準用する同法第一条第四項（同条第一項に係る部分に限る。）」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第一条の二 昭和三十一年法律第百三十三号第二条第二項において準用する同法第一条第二項の規定により年金額を改定された年金については、昭和三十六年十月分以後、その年金額を、その算定の基準となつた同法別表第二の仮定俸給に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、共済組合法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による年金額の改定について準用する。

第二条第五項中「前条」を「第一条」に、「第二項第二号」を「第三項第二号」に、「又は第三項」を「又は第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第二項第二号」を「第三項第二号」に、「前二項」を「第三項及び前項」に改め、

同項を同条第六項とし、同条第三項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「第五項」を「第七項」に、「前条」を「第一条」に改め、「改定された額」の下に「（以下次項において「従前の改定額」という。）」を加え、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 第一条第一号に掲げる年金については、従前の改定額又は第二項において準用する前条の規定により改正された額が次の各号に掲げる障害の等級（別表第三の備考二の規定の適用後の等級とする。）に応じ当該各号に掲げる金額に満たないときは、昭和三十六年十月分以後、その額を当該各号に掲げる金額に改定する。

一 四級 七九、〇〇〇円（別表第三の備考二に規定する年金でその障害の程度が四級に該当するものにあつては、九五、〇〇〇円）

二 五級 五一、〇〇〇円
三 六級 三八、〇〇〇円

第二条第一項の次に次の一項を加える。

2 前条の規定は、前項の規定により年金額を改定した年金について準用する。この場合において、同項第一号に掲げる年金について準用するときは、同条第二項中「前条第二項及び第三項」とあるのは、「前条第二項」と読み替へるものとする。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

附則

1 第三条第三項を第四項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 第一条の二の規定は、前項の規定により年金額を改定した年金について準用する。

第五条中「前四条」を「前五条」に改める。

（中）「同法別表」を「同法別表第一」に、「第一条第二項」を「第一条第四項（同条第一項に係る部分に限る。）」に改め、同条第三項前段中「第二項第一号」を「前項第一号」に、「第二項第二号」を「前項第二号」に、「前条第二項から第四項まで並びに同条第五項中同条第二項及び第三項」を「前条第三項から第六項まで並びに同条第七項中同条第三項及び第五項」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、前項第二号の規定による年金額の改定の場合について準用する第一条第五項中「前項」とあるのは「第三条第三項第二号」と、前条第三項中「昭和二十八年法律第百六十号第三条又は第一項若しくは第七項において準用する第一条第二項」とあるのは「第三条第三項又は同条第四項において準用する第一条第二項」と読み替へるものとする。

第三条中第三項を第四項とし、第一項の次に次の一項を加える。

第七条第一項中「第一条」の下に「第一条の二」を加える。

理由

恩給法等の一部を改正する法律の施行に伴い、政府職員共済組合に關する従前の法令の規定による年金で昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じたもの等の額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

會計法の一部を改正する法律案

會計法の一部を改正する法律案
會計法（昭和二十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条 各省各庁の長は、第十条の規定によるほか、その所掌に係る売買、貸借、請負その他の契約に關する事務を管理する。

第四章中第二十九条の次に次の十一条を加える。

第二十九条の二 各省各庁の長は、政令の定めるところにより、当該各省各庁所屬の職員に前条の契約に關する事務を委任することができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、他の各省各庁所屬の職員に前項の事務を委任することができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所屬の職員又は他の各省各庁所屬の職員に、契約担当

官（各省各庁の長又は第一項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。）に事故がある場合（契約担当官が第五項において準用する第四条の二第五項の規定により指定された官職にある者である場合においては、その官職にある者が欠けたときを含む。）におけるその事務を代理せしめることができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所屬の職員又は他の各省各庁所屬の職員に、契約担当官の事務の一部を分掌せしめることができる。

第四条の二第五項の規定は、前四項の場合に、これを準用する。

第三項の規定により契約担当官の事務を代理する職員は、これを代理契約担当官といい、第四項の規定により契約担当官の事務の一部を分掌する職員は、これを分任契約担当官という。

第二十九条の三 契約担当官、代理契約担当官、分任契約担当官、支出負担担当官、代理支出負担担当官及び分任支出負担担当官（以下「契約担当官等」と総称する。）は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならぬ。

前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法その他同項の競争について必要な事項は、政令でこれを定める。

契約の性質又は目的により競争に加わらなければならない場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、指名競争に付するものとする。

契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、隨意契約によるものとする。

契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、指名競争に付し又は隨意契約によることができる。

第二十九条の四 契約担当官等は、前条第一項、第三項又は第五項の規定により競争に付そうとする場合においては、その競争に加わらうとする者をして、その者の見積る契約金額の百分の五以上の保証金を納めさせなければならない。ただし、その必要がないと認められる場合においては、政令の定めるところにより、その全部又は一部を納めさせないことができる。

前項の保証金の納付は、政令の定めるところにより、国債又は確実と認められる有価証券その他の担保の提供をもつて代えることができる。

な事項は、政令でこれを定める。

契約の性質又は目的により競争に加わらなければならない場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、指名競争に付するものとする。

契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、隨意契約によるものとする。

契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、指名競争に付し又は隨意契約によることができる。

第二十九条の五 第二十九条の三第一項、第三項又は第五項の規定に

よる競争（以下「競争」という。）は、特に必要がある場合においてせり売りに付するときは除き、入札の方法をもつてこれを行なわなければならない。

前項の規定により入札を行なう場合においては、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

第二十九条の六 契約担当官等は、競争に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に應じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち政令で定めるものについては、相手方となるべき者の申込みに係る価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるときは、不適当であると認められるときは、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち最低の価格をもつて申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。

国の所有に属する財産と国以外の者の所有する財産との交換に關する契約その他その性質又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、価格及びその他の条件が国にとつ

て最も有利なもの（同項ただし書の場合にあつては、次に有利なもの）をもつて申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

第二十九条の七 第二十九条の四の規定により納付された保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）のうち、落札者（前条の規定により契約の相手方とする者をいう。以下次条において同じ。）の納付に係るものは、その者が契約を結ばないときは、国庫に帰属するものとする。

第二十九条の八 契約担当官等は、競争により落札者を決定したとき、又は隨意契約の相手方を決定したときは、政令の定めるところにより、契約の目的、契約金額、履行期限、契約保証金に關する事項その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、政令で定める場合においては、これを省略することができる。

前項の規定により契約書を作成する場合においては、契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないものとする。

第二十九条の九 契約担当官等は、国と契約を締結者をして、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、他の法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されるとき、その者が物品の売払代金を即納する場合その他政令で定める場合においては、そ

の全部又は一部を納めさせないことが出来る。

第二十九条の四第二項の規定は、前項の契約保証金の納付について、これを準用する。

第二十九条の十 前条の規定により納付された契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む）は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、国庫に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。

第二十九条の十一 契約担当官等は、工事又は製造その他についての請負契約を締結した場合においては、政令に定めるところにより、自ら又は補助者に命じて、契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならない。

契約担当官等は、前項に規定する請負契約又は物件の買入れその他の契約については、政令の定めるところにより、自ら又は補助者に命じて、その受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む）をするため必要な検査をしなければならない。

前二項の場合において、契約の目的たる物件の給付の完了後相当の期間内に当該物件につき破損、変質、性能の低下その他の事故が生じたときは取替、補修その他必要な措置を講ずる旨の特約がある

り、当該給付の内容が担保されたと認められる契約については、政令の定めるところにより、第一項の監督又は前項の検査の一部を省略することが出来る。

各省各庁の長は、特に必要があるときは、政令の定めるところにより、第一項の監督及び第二項の検査を、当該契約に係る契約担当官等及びその補助者以外の当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に行なわせることができる。

契約担当官等は、特に必要があるときは、政令の定めるところにより、国の職員以外の者に第一項の監督及び第二項の検査を委託して行なわせることができる。

第二十九条の十二 契約担当官等は、政令の定めるところにより、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給又は公衆電気通信の役務の提供を受ける契約を締結することが出来る。この場合において、各年度におけるこれらの給付を受ける範囲内においてその給付を受けなければならない。

第四十八条第一項中「認証」の下に「契約（支出負担行為に該当するものを除く。以下同じ。）を加え、同条第二項中「認証」の下に「契約」を加える。

附則
1 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二号）の一部を次のように改正する。

第二号第一項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 会計法第二十九条の二第三項に規定する契約担当官

第二号第一項に次の一号を加える。

十 会計法第二十九条の十一第四項の規定に基づき契約に係る監督又は検査を行なうことを命ぜられた職員

第二号第三項中「及び会計法」を「会計法」に改め、「命令」の下に「及び同法第二十九条の契約」を加える。

第八号第一項中「第二号第一項第七号」を「第二号第一項第八号」に、「同項第八号」を「同項第九号」に改める。

理由

国の契約事務の適正な執行を確保するため、契約の相手方の選定、契約の締結、契約の履行の監督及び検査その他契約事務に関する基本的事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○足立委員長 政府より提案理由の説明を聴取いたします。大蔵政務次官大久保武雄君。

○大久保政府委員 ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案外二法律案につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

まず、租税特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

政府は、昭和三十六年度税制改正の一環として、すでに租税特別措置法の一部を改正する法律案を提出して御審議を願っているのをごいいますが、その後鉱工業技術研究組合法、低開発地域工業開発促進法その他の法案が国会に提案されることとなったことなどに伴い、必要な税制上の特別措置を講ずるため、重ねて租税特別措置法の一部を改正する法律案を提出することといたした次第でございます。

改正案の概要の第一は、試験研究の助長をはかるための特別措置であります。科学技術振興の重要性に顧み、試験研究の助長をはかるために、すでに税制上各種の措置が講ぜられているのでありますが、さらに、鉱工業技術研究組合法案の提案に伴い、同法に基づいて設立される鉱工業技術研究組合がその試験研究用の機械設備等の取得に充てるため組合員が組合に対して納付する費用については、最初の一年間でその七〇％、三年間でその全額を償却する特別償却の方法を認めるとともに、鉱工業技術研究組合が組合員から受け入れた賦課金で取得した試験研究用固定資産については、その取得価額を減額していわゆる圧縮記帳を行なうことによりその賦課金の受け入れにより利益を生じさせないことが出来るよう措置することといたしております。

第二は、産業助成のための特別措置であります。

この点については、まず企業基盤を強化するため特定産業の合併を促進する政策上の要請に従って合併が行なわれる場合などに課税の特例を認めること

といたしております。すなわち、機械工業振興臨時措置法に規定する特定する特定の機械工業を営む法人、農業協同組合合併助成法もしくは漁業協同組合整備促進法に基づき合併を行なう農業協同組合もしくは漁業協同組合または中央卸売市場において卸売業を営む法人が一定の要件に従って合併を行なった場合には、その合併により生ずる清算所得に対する法人税の課税を軽減し、特定機械工業を営む法人が事業の共同化のために機械工業振興臨時措置法の要件に従って現物出資した場合

には、その出資により取得する株式について圧縮記帳を認め、さらに農業協同組合及び漁業協同組合が一定の要件に従って合併を行なうときは、被合併法人の欠損金を引き継ぐことを認めることとしております。

次に、特定産業の合理化と工場の方分散等のために工場用地の買いかえを行なう場合に、課税の特例を認めることといたしております。すなわち、特定機械工業を営む個人または法人が、その生産方式の改善等のため一定の要件に従って工場を移転する場合、及び中小企業者が事業場の集団化のため一定の要件に従って一団地の工場用地に工場を移転する場合に生ずる譲渡所得について、一定の要件のもとで、その買いかえた工場用地の取得価額を圧縮記帳する方法で、課税の特例を認める措置を講ずることといたしております。

さらに、確安工業の合理化に資するため確安製造業者の繰り越し欠損の処理について特例を認めることといたしております。すなわち、確安工業の合理化対策の一環として、確安製造業者

といたしております。すなわち、機械工業振興臨時措置法に規定する特定する特定の機械工業を営む法人、農業協同組合合併助成法もしくは漁業協同組合整備促進法に基づき合併を行なう農業協同組合もしくは漁業協同組合または中央卸売市場において卸売業を営む法人が一定の要件に従って合併を行なった場合には、その合併により生ずる清算所得に対する法人税の課税を軽減し、特定機械工業を営む法人が事業の共同化のために機械工業振興臨時措置法の要件に従って現物出資した場合

には、その出資により取得する株式について圧縮記帳を認め、さらに農業協同組合及び漁業協同組合が一定の要件に従って合併を行なうときは、被合併法人の欠損金を引き継ぐことを認めることとしております。

次に、特定産業の合理化と工場の方分散等のために工場用地の買いかえを行なう場合に、課税の特例を認めることといたしております。すなわち、特定機械工業を営む個人または法人が、その生産方式の改善等のため一定の要件に従って工場を移転する場合、及び中小企業者が事業場の集団化のため一定の要件に従って一団地の工場用地に工場を移転する場合に生ずる譲渡所得について、一定の要件のもとで、その買いかえた工場用地の取得価額を圧縮記帳する方法で、課税の特例を認める措置を講ずることといたしております。

さらに、確安工業の合理化に資するため確安製造業者の繰り越し欠損の処理について特例を認めることといたしております。すなわち、確安工業の合理化対策の一環として、確安製造業者

といたしております。すなわち、機械工業振興臨時措置法に規定する特定する特定の機械工業を営む法人、農業協同組合合併助成法もしくは漁業協同組合整備促進法に基づき合併を行なう農業協同組合もしくは漁業協同組合または中央卸売市場において卸売業を営む法人が一定の要件に従って合併を行なった場合には、その合併により生ずる清算所得に対する法人税の課税を軽減し、特定機械工業を営む法人が事業の共同化のために機械工業振興臨時措置法の要件に従って現物出資した場合

には、その出資により取得する株式について圧縮記帳を認め、さらに農業協同組合及び漁業協同組合が一定の要件に従って合併を行なうときは、被合併法人の欠損金を引き継ぐことを認めることとしております。

次に、特定産業の合理化と工場の方分散等のために工場用地の買いかえを行なう場合に、課税の特例を認めることといたしております。すなわち、特定機械工業を営む個人または法人が、その生産方式の改善等のため一定の要件に従って工場を移転する場合、及び中小企業者が事業場の集団化のため一定の要件に従って一団地の工場用地に工場を移転する場合に生ずる譲渡所得について、一定の要件のもとで、その買いかえた工場用地の取得価額を圧縮記帳する方法で、課税の特例を認める措置を講ずることといたしております。

さらに、確安工業の合理化に資するため確安製造業者の繰り越し欠損の処理について特例を認めることといたしております。すなわち、確安工業の合理化対策の一環として、確安製造業者

といたしております。すなわち、機械工業振興臨時措置法に規定する特定する特定の機械工業を営む法人、農業協同組合合併助成法もしくは漁業協同組合整備促進法に基づき合併を行なう農業協同組合もしくは漁業協同組合または中央卸売市場において卸売業を営む法人が一定の要件に従って合併を行なった場合には、その合併により生ずる清算所得に対する法人税の課税を軽減し、特定機械工業を営む法人が事業の共同化のために機械工業振興臨時措置法の要件に従って現物出資した場合

が日本硫酸輸出株式会社に対して有する売掛金で、本年七月三十一日までを生じたもののうち、日本硫酸輸出株式会社の欠損に見合うものを法人の所得の計算上損金に算入するとともに、これに伴う損失については十年間の欠損金の繰り越し控除ができるなどの特例を設けることとしたしております。

第三は、低開発地域等の工業開発等の促進をはかるための特例措置であります。わが国経済の急速な発展に伴い、地域別の所得格差を是正するため、地方における工業開発等を促進することが重要な課題となっておりますが、そのため税制上所要の特別措置を講ずることとしたしております。この点については、まず低開発地域工業開発促進法案の国会提出に伴い、同法に基づき低開発地域工業開発地区として指定される地域内で製造業の用に供する設備を新設または増設する場合に、一定の要件のもとで、初年度においては機械設備について取得価額の三分の一、工場建物については五分の一相当額を普通償却の別枠として償却することを認める特別償却の制度を設けることとしたしております。また、地方における工業開発等に資するため、地方公共団体もしくは日本住宅公団の行なう工場用地等の造成のために土地が買収されたことに伴って代替地等を買い入れた場合、または首都圏整備に関する法令によって東京都市部等の既成市街地内において作業場の新増築等が制限されているため土地等を譲渡し、他の市街地開発区域、低開発地域、工業開発地区等の地区において土地等取得する場合に、圧縮記帳の

方法により譲渡所得の課税の特例を設けることとしたしております。

第四は、海外移住者に対する譲渡所得等の課税の特例であります。わが国から海外に移住する者の実情を考慮するとともに、移住振興の見地から、国の行政機関が作成した計画に基づいて海外に移住する者が移住に際して資産を処分した場合の譲渡所得等の課税について特例を設けることとし、その譲渡所得の金額から百万円の特別控除を行なった後の金額の二分の一相当額を譲渡所得の金額と見ることなどの措置を講ずることとしたしております。この結果、一般の譲渡所得の課税の例により、その金額からさらに十五万円を控除した後の金額の二分の一が課税の対象となることとなります。

以上、租税特別措置法の一部を改正する法律案の提案の理由及びその概要を申し上げましたが、何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

次に、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、国家公務員共済組合法等の規定により現に支給されております年金を、このたび別途本国会に提案いたしました恩給法等の一部を改正する法律案による恩給等の額の改定措置に準じて、改定したそととするものであります。すなわち、恩給法の改正におきましては、(一)旧軍人軍属の戦務加算等の算入、(二)旧日本医療団職員期間及び外国政府職員期間の算入、(三)旧準軍人遺族についての特例扶助料の給与

条件の緩和、(四)公務員恩給の額の改正、(五)昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた恩給の額の改定等の措置がとられることとなったのであります。これらの措置のうち、第四及び第五の措置は、旧共済組合法及び旧勅令に基づく共済組合の既規定年金に關係いたしますので、この法律案において所要の措置をとることとしたのであります。なお、第三の措置は、共済組合の長期給付制度とは關係がありませんが、第一及び第二の措置は、旧恩給公務員で現在共済組合員になっている者の年金計算に關係いたしますので、国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法の一部改正として措置することとした所存でございます。

次に、この法律案の内容について御説明申し上げます。まず第一に、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた年金につきましては、その額を、同年六月三十日以前に給付事由の生じた恩給等の年額の改定措置に準じて改定したそととしております。第二に、昭和二十三年七月一日以後、新給付制度による俸給の再計算が実施されました同年十二月一日までの間に退職した者については、同年六月三十日に退職したと仮定した場合に受け得る年金の額に改定し得る道を講ずることとしたしております。第三に、公務に基いたる傷病を給付事由とする年金につきましては、恩給法における増加恩給の引き上げ措置に準じて従前の最低保障額を引き上げることとしております。第四に、以上の年金額改定のほか、若年者に対する増額分の支給停止

その他につきまして所要の措置を講ずることとしております。

最後に、会計法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由と概要を御説明申し上げます。

本法律案は、国の行なう売買、貸借、請負その他の契約の制度につきまして改正を行なうとするものであります。現在、国の契約制度は、会計法及びこれに基づく予算、決算及び会計令で規律運用されておりますが、この制度は大正十年制定にかる旧会計法の内容を大體そのまま受け継いだものでありますので、その後の事情に照らし再検討する必要があるものであります。そこで、昨年以来財政制度審議会において御討議を願って参つたのでありますが、このほど政府においても結論を得るに至りましたので、ここに会計法の一部を改正して国の行なう売買、貸借、請負その他の契約についての制度を整備し、その運営の円滑化をはかることになしたと考へ、この法律案を提出いたしました次第であります。

次に、本法律案の概要について御説明申し上げます。

まず第一に、現行の会計法は、一般競争を原則とし、指名競争及び随意契約を例外としておりますが、一般競争の行なわれていないのはきわめて少ない実情にありまして、しかし、一般競争の方式は、国の契約方式として確保すべき公正及び機会均等の面からみても、た制度であり、各国もこれを原則的方式と認めている例が多いという実情にありまして、従いまして、本法律案におきましては、契約の性質または目的により一般競争に付する必要がある場合

及び一般競争に付することが不利と認められる場合において指名競争に付し、契約の性質または目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合において、随意契約によるものとし、それ以外の場合には一般競争によることとしたしております。また、指名競争が少額である場合等においては、指名競争または随意契約によることができることにいたしましたのであります。

第二に、競争契約の場合における落札方式は、歳入原因契約にあつては最高の、歳出原因契約にあつては最低の入札者を落札者とするを原則といたしましたが、歳出原因契約のうち特別なものについては、入札価格が著しく低いことにより契約の適正な履行がされないおそれがあると認められるとき、またはその者と契約を締結することとが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、所定の手続をとると認められるときは、所定の手続をとることとができる道を開くこととしたのであります。

第三に、契約の適正な履行を確保するため監督及び検査について必要な規定を設け、監督及び検査の民間委託に關しても規定を明確にし、また契約の目的物については相当期間の保証がある場合においては監督または検査の一部省略することができるといたしましたのであります。なお、この改正に伴いまして、監督員、検査員の任命についての規定を整備するとともに、その責任の明確化をはかることになしたのであります。

第三に、競争契約の場合における落札方式は、歳入原因契約にあつては最高の、歳出原因契約にあつては最低の入札者を落札者とするを原則といたしましたが、歳出原因契約のうち特別なものについては、入札価格が著しく低いことにより契約の適正な履行がされないおそれがあると認められるとき、またはその者と契約を締結することとが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、所定の手続をとると認められるときは、所定の手続をとることとができる道を開くこととしたのであります。

第四に、契約書の作成、入札保証金、契約保証金等の事項につきましては、従来学説、判例等において議論がありましたが、この機会に規定の明確化をはかることにいたしてあります。

第五に、電気、ガスもしくは水の供給または電話の役務提供のごとき長期継続契約につきましては、手続の簡素化をはかることにいたしてあります。

第六に、契約事務を担当する者につきましては、その任命の規定を整備いたしますとともに、その責任の明確化をはかることといたしてあります。

以上が租別特別措置法の一部を改正する法律案外二法律案についての提案の理由及びその概要であります。何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

○足立委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。
各案に対する質疑は次会に譲ります。

○足立委員長 国民金融公庫法の一部を改正する法律案、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案、通行税法の一部を改正する法律案及び有価証券取引税法の一部を改正する法律案の四案を一括して議題といたします。

質疑の通告があります。これを許します。佐藤観次郎君。

○佐藤(観)委員 国民公庫の總裁にお尋ねいたしますが、戦後国民公庫が、各支所も非常に伸びて、貸し出しの方も、私たちが大蔵委員をやった最初のころと違ひまして、非常に順調に伸びておりますが、支所を将来どれくらい

お作りになる予定であるか、まずそれからお尋ねいたします。

○中村説明員 御承知の通り最近の数年間、一カ年に四カ所くらい増設が認められて、現在八十四カ所でございます。三十六年度四カ所認められまして、ただいま御審議中でございます。

将来といたしまして、ただいまのところは各府県で一カ所のところが多いのでございまして、二カ所、大都市は別といたしまして、例外的に三カ所ございまして、そうしますと、大きい県で、一カ所では不便で、どうしても一カ所設けなければならぬというところが相当ございまして、しかも希望もきておられます。私も、もうしばらくおやりしていただきまして、大体百カ所程度までいけば普及するのじゃないかというふうに考えております。ただ、一年間に多数の支所を建設することは、人事その他でなかなか応じられませんが、大体一年四カ所くらいずつ、この数年間ふやしていただければ、御不便をおかけしない程度にいくんじやないかと思ひます。

○佐藤(観)委員 今總裁から人事その他で四カ所くらいだといふ話でございしますが、どういふような理由があるんですか。私は予算があれば幾らでもできると思うのですが、その点はどうか。

○中村説明員 やはり、支所長、次長あるいは課長は相当経験を経た者を置かないと、外からお願ひしてもなかなかいい人が来てくれませんので、やはり自分の方で培養した者を逐次上げていくようにすれば、大体一年四カ所は大過なくやれると思ひますが、あまり多くなりまると、かえっていい人を得られないために、御迷惑をかけるようでは困る、こういうことでござい

ます。

○佐藤(観)委員 現在申し込みと貸し出し金額の割合はどんなふうになっておるのか。大体十年ぐらい前は申し込みの三割ぐらいであつたが、最近是非常によくなつてきております。全体にはどのくらいの比率になっておりますか。その点をお伺ひしておきたいと存じます。

○中村説明員 件数と金額が違ひますが、件数の方は最近八〇%をこえておられます。百人申し込みば八十人から八十二、三人満了しておる。金額の方は、いろいろな理由がございまして、まだ五三%でございまして、申し込みがあまりと、半分ではありませんが、やはり相当応じられないというのが現状でございまして。

○佐藤(観)委員 それから、資金が返つてこない不良のパーセンテージはどのくらいだか、一つ説明していただきたい。

○中村説明員 これは普通貸付でございまして、普通貸付につきましては、延滞といふか、期限に一日でもおくれるものという三%以上でございまして、しかしながら取れないというものはほとんどございせん。現在やつておられますのは、最終期限の経過後六カ月たつたもの、これは比較的延滞の度

がきつものであるから、まずこの種の金融機関としては回収成績はよいものと考へております。ただし、例の更生資金でございまして、これはいろいろな事情がございまして、現在実態調査をしておりますが、これは七〇%近

くが延滞になっておりまして、そのうち最終的にも取れないと思はれるものが相当あるように考へております。

○佐藤(観)委員 石野銀行局長がおられないから、大月さんにお伺ひするのですが、私は民間に直接関係のある国會議員として非常に感じますことは、今總裁に聞きますと、大体五〇%余り、半分の希望者に満たしておられると言はれるのですが、これと関連した中小企業金融庫に對しましては、民間の中小というよりなものはほとんど利用されてない。今度森永君が總裁になつて非常にお気の毒でありますけれども、私は中小企業金融庫はやめてしまつた方がいい。あの膨大な資金がほとんど銀行との預託の関係で銀行の方にいつている関係上、實際民間には国民公庫のように徹底しない。国民公庫は、支所が直接いつておるから、比較的公平に貸し出しが行なわれておりますけれども、中小公庫は、半分ぐらいたしか銀行の預託になつていて関係上、この点で非常に工合が悪い。銀行の取引のあるものだけに金を貸して、一般の必要な人に金を貸してないという現状であります。こういう点についてはどういうふうにお考へになつておられますか。これは銀行局長に伺いたいのだが、大月さんがここに來ておられるから、大月さんにお伺ひしたい。

○大月説明員 国民公庫の組織といたしまして、たかさんの支所を持ちまして、そのほかに代理所を置いて金融をいたしてあります。それに対して中小公庫の方は比較的支所が少ない。代理所を中心によつておるといふ点が運用の大きな違ひであらうと思ひます。これは歴史的な事情もございま

して、中小公庫がもとの特別会計から発展いたしました。その特別会計は全部一般の金融機関を代理店といたしまして運用しておつたという歴史があるわけでございます。しかし、ただいま御質問のございましたように、みずから金融をするというところを拠点といたしまして、やはり代理所の監督、指導もやるし、またみずから貸すことによつてどういふ現象が起るか、代理所を牽制するという問題もございまして、最近におきましては、それぞれの年度におきまして、昨年も支所及び出張所を設けまして、本年の予算におきまして支所及び出張所を若干増設いたしました。直接金融もやる、こういう方向になつておりまして、仰せのような弊害も逐次是正していききたい、こういうふうに努力いたしております。

○佐藤(観)委員 民間の銀行屋というのは、商売の取引があつて、国家資金をそういうような銀行の直接関係のある人に委託して貸してやつてゐる。これは本来からいへば非常に弊害があるし、それは今あなたが言われるように歴史的な過程もあるもので、一がいにはそれはいかぬけれども、私は、本質的には中小公庫も国民公庫と同じように支所を中心としてやる。これは要するに三千万円ぐらゐ貸す場合もあるんですから、そういう点でこれは徹底してやるべきじゃないか、私はそういうふうに考へております。そうしないとう、結局国民公庫の方は三十万とか五十万とかいって、零細とまでは言わぬが、とにかくこれによつて更生するやうな例がたかさんあるわけですか。ところが、實際の場合、中小公庫の業績と

後は一時は非常に混亂いたしました。關係上待遇が悪くなった關係で、税務署の中に一部悪い人があつて、非常に着用を落としておる。やはり昔から衣冠不整で、食足つて礼節を知るといふことがありませんので、どうか、上の方はそうでもなくさん上げなくてもいいけれども、少くさん上げなくてもいいけれども、直接民間の調査に行つたり、あるいは零細な人に対して三千万、五十万と貸すような仕事をやつておられる方に対しては、私は特別に待遇をして差し上げるべきだといふような考えを持っております。これはだれでもそうでありませうけれども、特に民間公庫の職員とか、あるいは税務署の署員に対しては、あなたも総裁である

以上は特別にめんどろを見ていただくたいということを、一言お願いをしておきます。

もう一つ、今度理事が二人ふえることになっておる法令が出ておりますが、前にはやはり理事は国民公庫出身の一人を一人理事にして、もう一人はどこの人から来られるか知りませんが、そういうことになって、了解の上でこういう案が出ておるのかどうか、名前はまだしませんが、そういう仕組になつておるかどうかということを、一言お伺いします。

○中村説明員　これはどうもデリケー
トな問題でございますが、はつきり申
し上げられませんが、私の希望的腹づ
もりでございますが、現在のところ理
事、監事の構成が、半数は十年以上公庫出身
庫事務に従事した者が上がつておりま
す。半分は、また違つた目から見ると
いう意味におきまして、官庁方面その
他から一人、この原則は非常にいいと
思いますので、今回も、二人ふえま

たならば、一人はやはり長年の経験者から上げてもらいたいと考えております。これは大蔵省の認可事項でございますから、これから大蔵省の方に話して御了解を得たい、こういうふうに考えております。

○佐藤委員 そういうことを十分に、あなたも、総裁として、あまり大蔵省の役人ばかり入れないように、一つ職場から上るように、大蔵省の人に悪いけれども、公平の立場からやっていた方がいいと思います。同時に、これは国民公庫とか開銀その他住宅公団なんかもそうでありますが、どうしても谷間にあるような形になっておるわけですね。どうかそういう点についても十分に一つめんどろを見て——特に国民公庫は最近非常に民衆から親しまれ、またこのごろ非常に迅速にやられる関係上、この数年非常に進歩したというところを、私は名古屋の面支所を通じて感じております。そういう点でぜひ、理事をふやしてもらってもけっこうだけれども、一つそういう点についても円滑な運営ができるように希望して、私の質問を終わります。

○武蔵委員 関連して。最初に、国民金融公庫の出張所の増設のことですが、ただいま四力所くらい年々ふやすような希望で、こういう御説でございます。そのふやす場合の基準でございますが、どんな基準で——たとえば地理的な、県庁所在地と他の大きな都市との距離が離れておるとか、あるいは産業構造が非常に中小零細企業が多い都市があるにもかかわらず、県庁の所在地に遠いとか、いろいろの考慮が必要だと思ふのです、とりあえずそういう出張所を設ける

場合の基準というのはどんなものと考えておるか、この点一つ伺いたいと思います。

○中村説明員 ただいま出張所とおっしゃいましたが、支所のことだと思ひますが、これは大体大きな県では一カ所をできるだけ二カ所にしたい。これは距離です。その距離は別に何キロというのではありませんが、たとえば例をあげますと、三十五年度島根県におきましては松江という東の端にございまして、西の方に、非常に不便であるというので、西の方の浜田に置いたのですが、そういう関係で、三十六年度におきまして、そのようなつもりでやっております。ただどこに置くかということとはなかなか地元でも関心がございます。その場合、私どもの方は私どもの方でいろいろ数字をいじくって考えることもございますけれども、これはなかなか数字だけではいけませんので、主として県の責任者にお聞きしまして、県の責任者の方で県としてどこに置くのが一番いいというところにきめるように、今までいたしております。

○武蔵委員 自分の県のことで恐縮でございますが、たとえば栃木県などは、宇都宮にはありますけれども、足利、佐野というより比較的中小企業の多いところ、こういうところは、宇都宮まで、金をわずから十から十五万借りるのに、印を持って公証役場へ行って、何か書類を一つ忘れたというので帰るにもその日には間に合わない、こういう不便なところに公庫があるわけですね。こういうものはぜひ私は産業構造なども考えて、所得を国民全体に倍増するといふ大きな見地からも、もつと

サービシ的な性格を持った国の銀行です。私にはぜひ足利が佐野方面にできるような運動をということ、そういう要望をしておきたいと思ふのです。これは要望ですから、御答弁はけっこうです。

次に、中小企業金融公庫の方の問題で、先ほど佐藤さんからの質問の中で、各銀行が委託業務を受けて代理をして、各銀行が委託業務を受けて代理をしておる。従って銀行取引のある者しかほとんど利用できない。これは確かはその通りです。特に銀行がこれを取扱いがたらないのは、自己資金を借りてくれというので、銀行の資金を借りてしまふ。公庫の手続はなかなか厄介だし、おまけに今の規則で委託銀行が債務保証をしなければならぬ。たとえば八割なら八割を債務保証をしなければならぬというふうなことになるために、なかなか銀行は手続をしてくれない、こういうような問題があるのです。そういう点、係官としてどのように現状を把握しておるか。特に私が聞きたいのは、甲乙という二つの様式があるようですが、直接公庫の方へ借りる申込率と代理業務の銀行を通じて申し込む率とのバランスはどんな割合になっておるか、ちょっとパーセンテージでお示し願いたいと思ふのです。

○大月説明員 先ほどからお話のございましたように、代理店を使って金を貸すか、あるいは直接支所を作って貸すか、これはなかなか利害得失がございまして、問題になっておるということ、これは承知いたしておるわけでありまして、いろいろ調査もし、あるいは行政監察もいたしますが、そういう場合に指摘されますことは、やはり代理店が公庫

自体の立場において金を貸すということとでなしに、代理店の地位を利用いたしまして、なるべく自分の仕事に都合のいいように使う傾向があります。たとえば自分の得意先に優先して貸すとか、あるいは自分の貸し出しの中であまりよくないのがある、それをむしろまた公庫に振りかえてくるとか、いろいろなことをいわれております。これは初めの間そういうふうないろいろな批判がございまして、われわれも十分承知いたしまして、そういう方面の是正に努めておるわけでございまして、公庫当局におかれましては、やはり支所を通じて、あるいは本所直接、そういう現象がないように、始終指導監督を願っておるわけでござい

ます。そういう意味におきまして、現在の段階は、公庫ができてからもう十年近く経つたわけでございまして、大きな弊害はだんだんなくなつてきておる。ただ傾向としては、やはり代理店が代理店としての自我を持っておるわけでございまして、とかく利用なりあるいはいろいろな弊害が起るがちな点、これは、われわれも十分戒心して指導して参つておるわけでござい

ます。今の直接貸しと間接貸しの比率は、他の説明員から御報告いたします。○橋口説明員 手元でございます資料でお答えすることをお許しいただきたいと思ひますが、昨年七月から九月までの三ヶ月間の貸付方式別の申込状況を申し上げますと、代理貸付が二百五十九億圓、直接貸付が六十二億圓、合計いたしました三百二十一億圓となっております。

○武蔵委員 今の説明のように、直接貸しが六十二億圓で、窓口から非常に多いわけですが、私が言わんとしておることは、出張所を作れとか支所を作れとかということではなくて、私の今聞かんとおることは、今代理業務をやっておる普通銀行は、八割の債務保証を仰せつかるために、なかなか書類を作らたがらない。そこで、その八割という保証を五割とか四割とかに減らして、企業状態がある程度希望でも、もつと新しい機械を入れかえた

い、もう一ふんばりやれば自分の企業が前進できるんだという、そういう企業内におけるボーダーラインというより企業も、中小企業金融公庫の金を借りられるような方が必要だと思ふ。そのすれば、取り扱い機構は今のままで、内容の保証という額を減らしてくれば、私はもつと銀行が気楽に書類を出せると思ふのです。めんどうも見られると思ふのです。そういう点についてはどう考えますか。

○大月説明員 やはり代理店として貸していたら、無責任な貸し出しをして、審査自体も代理店にまかしてある。そういう点、無責任な貸し出しをなにかかかふてこない、全部親方日の丸だということ、全部親方日の丸のことは、やはり金融機関としての健全性に非常に障害があると思ふのです。特に政府関係機関は、大事な国民の税金、あるいは資金運用部の郵便貯金、あるいは年金、あるいは簡保、そういうような資金をもつて構成されておるわけでございまして、やはり健全性という面を十分考えなくちゃいかぬ。中小企業金融をできるだけ疎通さ

せたい、一方金融機関としての健全性を十分に確保したい、こういうようなところが保証の制度でございまして、われわれといたしましては、やはり保証の制度は必要だ。それから、現実におきまして、この保証があるために金が出ないという現象はないと心得ております。先ほどからお話でございまして、先ほどから五〇%というふうなことでございまして、これは十分代理所の方からも出ておる。それから代理所から貸しておるパーセントも七、八割になっておるわけであります。保証をつけるために中小企業金融が疎通しない、そちらの方の弊害はむしろないんではなからうかと考えております。ただ、この間の伊勢湾台風のときには、特にその疎通をさすというところで、この保証率を一〇%なり臨時に下げたというところはございまして、けれども、それは、ほかの場合よりも下げることによって、ある程度のインセンティブがあるというところでございまして、全体のレベルを下げるということでは、今のところまだ適当ではなからうと考えております。

○武藤委員 金融機関の健全性という原則論からいけば、できるだけ保証は目一ぱい取って、確実な方法で貸したという気持ちばかりです。しかし、借りる人は、担保物件を提供して、確実に万が一に備えての担保は提供するので、それをさらに銀行が八割の債務保証をしなければならぬという規定がある。私は確実といっても限度があると思うのです。だから、国の銀行が取り扱い銀行に八割も債務保証をさせなくても、担保物件を取つてあるんだから、私はその率をもつと五割なり四

割くらいにおろしてやつても、何ら健全性というものを侵害するようなことにはならぬと思う。ただ、八割あつても、銀行の取り扱いには二百五十数億一

望を達せられておるじゃないか、こうおっしゃいますけれども、あなたの方々に集計されてくる数字というものは、銀行の窓口でみなシャット・アウトされて、あなたがこうして出して、だめです、むだですと言われて落されておる。数というものは膨大にあるわけでしょう。そういうものを拾い上げてやる考慮というものが必要だと思ふのです。そういう考慮を払うためには、銀行がもつと気楽にあつておるわけではなく、保証を八割もつけなくて、もつと楽な気持ちで取り扱えるような考慮というものが必要じゃないかと思ふのです。それでもなお健全性という立場からだめなんだということには、今の答弁では納得までいかないのです。

○大月説明員 ただいまの担保の問題でございまして、これは担保を提供してある貸し出しにつきましては、仰せの通りに確実であるというところが言えらると思ひます。ただ、代理所といたしまして担保を取るかどうかという判断をする場合に、自分の責任が全然なければ、少々担保に欠陥があつても、あるいは担保をかりに立てなくても、別に腹は痛まない。しかし、自分の方で何十%かの責任を負うということになりますれば、その貸し出しを極力健全にしなくちゃいかぬという努力をするわけにございまして、担保を取るかどうかという点をきめる一つの主要要素になる。こういう意味におきまし

て、やはり代理所自体の保証責任というものは必要であらう。

それから、先ほどの保証責任があるために金が出ないということにございまして、現実の姿から申しまして、充足率が五〇%であるというものは、決して代理所が貸したのではないために、需要者がなくて貸せないということではなくして、需要はやはりオーバーしておるわけにございまして、それが資金量の関係で充足されておらない、こういうことでございまして、現実の姿として、どっちの要素が多いのか、需要が超過なのか、あるいは窓口がやかましくて借り手がいないのかといふと、やはり需要超過の現象がある、現実の姿はさうであるというふうに御承知願いたいと思ひます。

○武藤委員 需要は超過しているから、足りなくて貸せないというけれども、現実にはさうじゃない。現実には、たとえば五十人なら五十人の業者がわつと申し込みをする。ところが、銀行は、確実に取れる、絶対心配のないと思はれる程度の高い事業内容の人に貸し付けていく。従つて、この仕事は重要だ、国家的にもいい仕事だと思われども、今言つたように、従来からの取引量が少なかったり、信用度の高いものが、資金量が少ないから、どうしても優先的に借りてしまふ。いつになつても、設備がえをしようとしても、一段上に飛び上るがれない。もちろん資金量が少ないというところも一つの原因であるけれども、今の取り扱いの仕方にもさういふ大きな欠陥があると思ふ。従つてさういふ点をさらに考慮しなければならぬと思ふ。

今の答弁の中で、あなたは、八割なり八割の保証というものをしておけば、担保を十分取るという考慮を受託者はとらざる、さうおっしゃいますけれども、無担保で中小金融公庫は貸しておらない。業務方法書には担保を取ることがきまつておる。従つて、原則として担保は取るのだから、それをさらに銀行が手間をかけるような、あまり銀行に神経を使わせるような業務方法書というものは好ましくないと。将来、検討して、もう少し率を下げていいのではないか。さういふ点の考慮をする必要は全くないかどうか、もう一回お聞きしたい。

○大月説明員 中小金融公庫の担保の徴求方針は、原則として担保を取ることになつておられます。で、百万円以下のものにつきましては、代理所の選択にまかすというところになつておる。無担保に担保を取るというところにつきましては、さういふものにつきます。代理所自体におきまして、企業自体が健全であるかどうかという判断を働かしてきめるわけにございまして、やはり自分に全然責任があるという立場において健全性を見るのか、あるいは貸し出しをすれば、自分もかぶらなければならぬのか、さういふことによつて相当心がまえは違ふ。これは国の代理所としてやるわけにございまして、極力健全にかつ国民経済の要請に合うというところは、もちろん理念的にはさうなつておるわけにございまして、代理所自体としては、私企業としての立場も持つておられて、どちらかと申しますと、さういふような誘惑にもかられやすいということにな

りますれば、やはり機能的にある程度健全性を確保し得るような仕組みが必要ではないか。さういふ点から申しますと、今公庫の立場におきまして、あるいは代理所の貸し出しにおきましても、この保証率を下げるということにはむしろ考えられないのではないかとさういふふうに考えます。

○武藤委員 もう一つ最後に、今のお話はもう少し研究してさらにお聞きしたいと思ひますが、代理所を通じて直接貸し出しては、先ほど発表の三カ月間に六十二億、さういふ代理所を通じて直接本店から貸し付けるようなものは、おそろしく銀行といたしましては、私のところはちよつと取り扱いに困るというふうなものがあつてきて、ある程度の政治家や事業家や他の有力者からの口添えがあつて、さうして本店の窓口から出ていくというケースが多いと思ふのです。今まで直接代理所を通じて貸し出しておる何か特殊性というものがあつておるのですが、さういふものをどうなふに考えておられますか。

○大月説明員 直接貸し出しの方式といたしましては、必ずしも本所だけではございせんので、全国にございまして支所の網を使つて貸しておるわけにございまして、さういふ意味において、直接貸しに特にいろいろな弊害があるというところではなしに、やはり直接貸しは公庫本来の立場において適正に運用されておるというふうに考えていいのではないかと申しておきます。なお、直接貸しと間接貸しと、需要者の側においてさういふように振り分けておるのかというお話でございまして、大体におきまして金額の大きいものは直接

でやってきておる。比較的零細なものが代理所を通じておる。これはやはり全国に何千という代理所があるわけでございますので、それぞれ配分してあるワケに限度がございますし、一件大きいものを貸しますと、ほかの人に迷惑がかかるということもございまして、大体において小さいものが行く。そういたしますと、貸し出し得る限界内で、比較的大きいものは直接要請してくる、こういふ大抵の傾向になっておると思ひます。

○武蔵委員 直接貸ししておる比較的大きいという基準は、大体幾らくらいからなのですか。

○大月説明員 これは結果におきまして平均の金額が出ておるわけでございますが、中小企業金融公庫におきましては、一千万円が原則としての最高になつておりますから、それに近い何百万というものがそちらへ行く。窓口におきましては、全体の総平均は二百八十万でございますが、そのうちで直接貸しが大体一千万、代理貸付の平均が二百三十万、これだけの違いが出ております。

○田原委員 関連して。おもに国民金融公庫の總裁にお尋ねしたいのでありますが、貸付の審査をする場合に、借り受け申請者の思想といふものが条件になるのですか。

○中村説明員 そういふことは今まで全然考へておりませんでしたが、日本国民大衆であれば、だれでも借りられます。

○田原委員 必要とあれば資料を出しますが、あるところでの実例なのですけれども、必要があつて書類を出し、貸し出しの審査をしている最中に、そ

この責任者が、社会党所属の者には貸さぬと言ひ、自民党に入るかどうかという話をしたのです。そこで、借りる方では、どうしても借りたいたいものから、貸してくれぬなら自民党へ入りましよう。そうしてその結果借りたのです。国民金融公庫の趣旨は、一般の銀行で貸し出し対象になり得ないものといふことなのです。もちろん政党内閣関係ないけれども、取り次いだり紹介した者が、社会党であつたといふことで呼びつけて、社会党の紹介者をのけて自民党の紹介者を連れてこい、そうすれば貸してやるということでも、もう年末も迫つておることだし、泣く泣く自民党の人に行つてもらつて借りた実例があるのです。人名も場所も金額もわかります。それがはたして国民金融公庫の貸し出しの内示になつておるかどうかいふことはつきりさせてもらひたい。

「表彰ものだ」と呼ぶ者あり

○中村説明員 初耳でございます、具体的な例をもし別途お知らせ願へれば、十分戒告いたします。もちろん、方針といたしましては、全然さういふことはございせん。その例といたしましては、たとえば支所の開設のお話し合いなどが私どものところへ参りますのは、ある県の国会の方々が挙黨一致で参りまして、党のいかにを問はずそこへ置いてくれといふことを言われるのでありまして、私どもは、党のいかにを問はず、思想のいかにを問はず、条件にかなうものは全部無差別に扱つております。もし心得違ひのものがあつたら戒告いたしますから、別途お知らせ願ひたいと思ひます。

○田原委員 自民党の方では表彰ものだといふ声もありますけれども、その紹介した自民党は落選した。社会党は当選した。これは、自民党の紹介で貸し出しはできたが、投票してないといふことになる。それは自民党側でむしろ戒告すべきだ。總裁の方で戒告すると申しましたが、戒告は、松平大使程度の戒告で、またアメリカに歸つてしまふようじゃだめだ。今、佐藤委員も言われたように、国民金融公庫の職員に對しては待遇などは直してもらひたいといふのが、むしろわれわれの主張です。従つて、貸し出しの基準については、政党内閣のいかにを問はず、嚴重に貸付内容、返済時期等の基準でやるべしといふ指令をあらためて全国に出す必要があると思ひます。これは実例ですが、ここで氏名をあげて言う必要もありませんから、いずれ後ほど他の機会に總裁まで氏名を申し上げます。これはその男の首を切れるといふのではなく、頭を改造しなければならぬといふことで、よく覚えておいてもらひたい。

次は、貸し出しのタイミングとスピード・アップの問題です。先ほど武蔵委員からお話がありましたように、零細業者は、一日休みますと、一日仕事を休まなければならぬ。それでも遠方まで行く。そうすると、書類の書き方が悪い、いずれ調へに行くから待て。それで、よほど運動して、さういふようになりまして、自民党の推薦があればちつとは早くなりますが、そうでなければ半年くらいかかる。必要なときに借りられない。特に年末の場合であります。年末の場合は、あらかじめ一定額を用意されておいて、非常に急いだ場合は、審査等も、今まで借りた例があれば、とりあえず年末の融資をしてやるというくらいの親切があつていいのに、大銀行並みに相当の時間をかけておる。国民金融公庫の事務的な都合で延ばして、借りる方の緊急性に對しては、ちつともかまわぬといふことだが、ただ数字だけを大蔵省は見えていつておる。さういふことじゃいかぬ。実際国民金融公庫を作るときは越前が、中小企業のためであつて、一般の銀行では借りられないほんとうの零細業者のためなんです。回収不能の場合を予想して非常に綿密に調べるということ、少し考え方を變えてもらへば、スピード・アップができると思ひます。一定の基準の模式を作つて、この種の事業にはこの程度のワケまで貸せるというように、貸付の方針をもう少し借り受け業者の必要な時期に貸すといふこと、それから手続をもう少し簡素化して早くするといふこと、これはおそろく自民党といへども賛成だと思ひますが、いかがですか。

○中村説明員 これも御趣旨は全く賛成でございますが、私どもの方は、ただいま指導方針が窓口に申し込んでから貸付の可否を決定するまで三週間をこえてはならぬといふ方針でやつておりました。毎月実績をとりまして、長いときはいろいろ事情を調べて戒告してやつております。ことに年末は、実績でもわかる通り、普通のときよりよほど早くなつておる。一つには金があるからであります。しかし、金が十分ない、従つてはかから返つてくるものをそちらへ貸すといふときは、多少長くなるということもありますが、年末には比較的金がありますから特に早く

なつておる。特別に何か理由がない限りは、そんなに長いことはないと思ひます。一般的傾向といたしましては、最初に貸し出すときは比較的長くかかりますが、二度、三度といわず、おなじみになると非常に早くなるということとでございますが、平均いたしました決定までは大体三週間——印鑑証明とか保証人の認可といふことでおくれることはございまして、大体三週間以内にはせよといふことでやつておりました。一般的にはさうおくれでないつもりでございますが、特別に例外的におくれるものがございまして、もし支所で解決されなければ、私の方へ申し出ていただければ、調べまして、もし不当に長引いておるものならば、十分に戒告いたしたいと思ひます。

○田原委員 そういふ場合もありますので、借り受け申し込みをした場合は、拒絶するといふことでなく、書類をこの辺は直せ、こうしたら貸してやるという、貸すことを前提としたいろいろな指導をしなければならぬ。さういふ指導が足らないと思ひますから、これは十分本省の方から注意しておいてもらひたい。

次は、保証の問題ですが、もちろん一般商業銀行から借りられないような、資格に足らないような、担保の力の弱いようなところが借りにくるのが国民金融公庫なんですから、従つて、物的担保のほかに、人的保証と申しますが、その部落、その町内等で相当多数の者が共同保証したような場合は、これは信用して貸す。貸すことを前提として書いてもらわなければいかぬ。このことは、一ころ国民金融公庫では融資償還組合といふものをむしろ奨励し

ておつた。何十人かの者が共同で借り入れを申し込む。そのうちの一人や二人がもし返済がおくれたときには、他の者がかわつてでも返す。そのために融資償還組合を作つて、一定の金を積み立てておいて、これを保証にしておつた。ところが、支所等によりましては融資償還組合を認めない。融資償還組合となると、金融ブローカーの発生の余地があるからと、弊害の方をやかましくいつて認めない所もある。また所によつては認めている所もある。むしろそれは、そういう啓蒙——共同保証の意味において、融資償還組合を全国的に認めて、その償還組合の總會等に支所あたりから行つて教育していく、指導していく方がよくはないか。融資償還組合ないし人的共同保証に對してどういふ方針をとられておるか、伺いたい。

○中村説明員 国民金融公庫は、業務方法書によりまして、百万円をこえまうと担保をとらなければならぬことになつております。百万円未満は保証人をもつて足りる。しかし、担保の場合、保証人を取らぬといふことは認められておりませんので、保証人は取ります。

それから、今の償還組合であります。これは協力団体として私どもはむしろ歓迎しております。私どもも指導して作らせるといふことは遠慮しておりますが、自発的にできるならば非常に歓迎しております。ただ、私ども直接指導するといふのは、もちろん法律の根拠はございませんけれども、やはり皆さんの便宜のために一種の準則を作り、それを見せておいて、できるならこゝういふふうにしてやつてく

れといふふうにしております。ただし、償還組合の組合員が連帯保証する制度はかつてあつたのでございますが、實際上トラブルが起りまして、その中で一人事件があつて延滞したから、延滞者にまかしてもらいたくない、こつちもその人からできるだけ取れる額を取るようになっています。皆さんの方で、関係のない人がそれに対して立てかえ払いすることは、かえつてあとで困るといふことになっております。で、ほんとうの意味の連帯保証は取りますが、そういうことで、償還組合の組合員であるために関係ない人の債務の連帯保証をするといふことは、かなりの危険があるといふふうに指導しております。

○田原委員 もう一つ。先ほど佐藤委員からも希望の意見がありました。うちに、理事の増員を機会に、全理事の少なくとも半数は専任現場職員から引き上げていく、こゝういふ慣行を作つてもらいたい。そのことが現場における人々に将来の希望を持たせることになる。もちろん経験とか、才能とか、学力とかいろいろありますけれども、みな中央から、何となしに大蔵省から下つてくるといふことでなく、半分は自分の一生を託した金融公庫の職員のために一つの希望を持たしておきたい必要がある。あなたが總裁になつて二名増員の機会でございますから、今後は、部内において、まじめにやつておつて才能があるという者は理事までいけるという慣行を作る。この意味で、今回の二名の増員は、二名とも部内から任命するといふくらい勇断を持っていただきたいと思います。そ

ういふ確信がありますか、確かめておきたい。

○中村説明員 先ほど御答弁いたしました通り、現在の役員構成を見ましても、半数は経験者から任命いたしております。今後も、増員いたしますならば、これは私の認可事項ではございませんから、私がきめるわけではございませんけれども、できるだけ御趣旨に沿うようにならうと努めております。

○足立委員長 横山利秋君。○横山委員 銀行局長にお伺いしたいのですが、政務次官も一つ聞いておつてほしいのです。先年、私は、中小企業金融について、全般的な問題と各個の問題について、いろいろと問題を提起いたしました。しかし、あれから二年くらゐになつたが、改善の跡が一向見られな

い。あのとき、私は、中小企業金融の特質といふものを、率直に私どもなりに数えて、そういう共通のベースでまず意見を一致させたわけです。あのとき私が言ったのは、こゝういふことでした。中小企業金融といふものは、ほつたおかげで改善される見込みがない。なぜならば、まず第一に、貸付や割引の手續は大小にかかわらずみんな一緒だから、小口の貸付が多くなればどうしても口数がふえる、人件費ないしその他の費用がかかるばかりである、融資にあつては信用調査をしなければならぬので、調査料が高くなる、保証や保険をつけなければならぬ、大企業に比べてたゞ延滞や貸し倒れが非常に多い、担保物件の処分も、大企業の担保と違つてスムーズにはいかぬ、こゝう

い特質がある。それから、客観的には大企業に比べて収益率が少なく、自己資本が少なく、借り入れ依存が多くて金繰りに追われているから、預金も歩どまりが起る、大企業のように系列融資がでない、送金を通ずる為替銀行も少ない、銀行はまた従業員預金に期待できぬ、こゝういふ一般的な中小企業の状況を考えると、どうしたつて中小企業専門機関なりあるいは銀行なりが中小企業に金融をあまりつけないのは、この意味では当然だと思

う。だから、ほんとうに中小企業金融をやろうとするならば、政府は相当思ひ切つた改善なり改革をしなければいかぬ。そういう意味で、私は、各相互銀行から町の高利貸しに至るまで問題を提起して改善を迫つたのですけれども、一向改善の跡がない。たとへばきよりの日本経済を見ますと、目録で全金融機関の三十五年度中の中小企業向けの貸し出し状況をとめた。そうしたら、大企業貸し出し増加額の伸びははるかに大きく、中小企業向けは前年度五三〇億に増えただけで、本年三十五年度は四四〇億に増加率がとまつて

いる。おとしよりも去年、大企業も中小企業も金融を非常に要望したにもかかわらず、大企業は驚くべき貸し出し増加額であつて、中小企業は、前年五三〇億の増加率が本年度は四四〇億、一〇％も増加率がとまつておる。これは一体何に原因するのだろうか。増加残高の構成比を見ますと、政府金融機関は二千七百五十五億圓といふのですから、わずか六六％です。政府がかねや太鼓で中小企業の金融を言つておられるけれども、実際政府金融機関の動いておるのはわずか六六％、全残高の中の六六％、

しかも歴年の表を見ますと、なるほど絶対額においては中小企業金融に対する政府からの資金の繰り入れ、出資もふえてはおるようだけれども、全体がふえておるから、その残高の構成比は六六％をちつとも動いていない。だから、いろいろとあれをやります、これをやりますと言つても、結局一つのリミットを持つてゐるのではないか。中小企業金融を飛躍的に拡大しろといふ私どもの主張と、いたしますといふ政府の主張は一体どうなつておるのか。きわめて概括的ではありますけれども、こゝういふお考えなのか、六六％といふ数字を動かして、もっとふやす意思があるのかないのか、全貸し出し残高のうちの大體六六％といふリミットをもつて考へてやつておるのか、その点まず基本的にあなのお考えを伺いた

○石野政府委員 ただいま御質問の冒頭にござりました昨年でございますが、一昨年でござりましたかの横山委員の御質問、私今日でもよく記憶をしております。そのときの御質問の趣旨は、ただいまもお話がございましたように、政府の金融機関からの中小企業向けの金融について、画期的にこれを大々的に強化するといふ考へ方はないかといふことが基本的なお考へでございます。私どもも、政府の中小企業向け金融機関の資金をできる限り確保するといふ意味において、方向としては同じ方向の考へでございますが、ただそれをやる段階と申しますか、考へ方、進め方等につきましては、やはり私どもは、政府の金融機関といふものは民間の金融機関の補完的な役割を果たすといふことであつて、政府の金

と取引をしるというのを強要して、おれのところと取引をしていなければ、あなたのところに国民金融公庫なり中小企業金融公庫の金は貸せません。それは、どこか国民金融公庫の運営に問題があると思う。人が足りないならば人をふやさなければなりません。あるいはまた機械化ができていなければ機械化をしなければなりません。そういう点について、二、三年前と比べますと、わずか一日か二日の短縮はできておるけれども、一向まだ国民金融公庫本来の任務は達成されておらないと思ふ。数え上げればまだいろいろありますが、あんまり言うと思はれお忘れにならうから、この辺まで申し上げて、あなたの改善策をお伺いしたい。

にもいかないと考えるわけでございます。結論的な点を申し上げますれば、政府の金融機関の資金確保につきましては、私もできるだけの努力をいたしておるわけでございますが、もちろんお話のように六〇から六五でそれ以上ふやさないと、いろいろなことを考えているわけではございませんけれども、これはやはり財政投融資全体の計画の範囲内の問題でございます。できるだけ中小企業向けの資金も確保いたしていく、そうして補完的に中小企業金融のためにそれだけの補完措置を講じていく、そういう考え方でござい

と、国民金融公庫が信用保証をしるという点です。国民金融公庫なり、中小企業金融公庫というものは、今の六月さや銀行局長の話のように補完金融である。私はその点については議論はあるけれども、補完金融であつて、よその銀行、町の銀行が貸してくる必要なところならば、その力を入れる必要はない。貸してくれるか貸してくれぬかわからぬよりなところへ貸すのが本来の任務である。そういう人が行つたから、信用保証を取つていこうという手はないではない。貸してはくれぬか、私に、それを一番主張したのは京都だといふように前に聞いたことがあるのでありますが、一つの支所の方針がなるべく信用保証を取らせる。あふないと思つたらなるべく担保を取るといふことに重点が置いてある。そういうことで国民金融公庫の任務が果たせまうか。

第二番目の問題は、代理店です。代理支所です。代理支所が、国民金融公庫の金を貸してやるから、おれのところ

と、国民金融公庫が信用保証をしるという点です。国民金融公庫なり、中小企業金融公庫というものは、今の六月さや銀行局長の話のように補完金融である。私はその点については議論はあるけれども、補完金融であつて、よその銀行、町の銀行が貸してくる必要なところならば、その力を入れる必要はない。貸してくれるか貸してくれぬかわからぬよりなところへ貸すのが本来の任務である。そういう人が行つたから、信用保証を取つていこうという手はないではない。貸してはくれぬか、私に、それを一番主張したのは京都だといふように前に聞いたことがあるのでありますが、一つの支所の方針がなるべく信用保証を取らせる。あふないと思つたらなるべく担保を取るといふことに重点が置いてある。そういうことで国民金融公庫の任務が果たせまうか。

第三番目の問題は、国民金融公庫が若者周旋業やキャバレーに金を貸している。なぜそういうことをするのであるか。私もそんなつもりで国民金融公庫に政府資金を預託した覚えはない。なるほどそれもそれだけの理由はあるであらう。私は絶対にいいかぬとは言いませんけれども、ものには順序があつて、日本の産業なり、日本の発展なり、あるいは中小企業本来の持つておられますいろいろな問題についてこそ行なわれるべきであつて、行政官庁がすでにこの点は指摘いたしてゐるのです。どうしてそういうことが行なわれるのか、これが第三の点であります。

それから、特別の小口貸付ですが、普通貸付と同じような審査をまだやつてゐるところがよくある。特別小口貸付を設定したゆえんは、ほんの小口だから、それじゃ手続も便利にやらせまうといふことで始まつたものにもかかわらず、同じような審査をしてゐる。国民金融公庫の窓口で受け付けてから決定通知が行くまでは、今は三週間ぐらいだといふのですが、たしか、金が出るまでではありませぬね。金が出るまでという時間を考える。二十五日から一月ぐらいかかる。どうしてそんなにおくれるのですか。町の銀行や大きなところならばいさ知

まず第一に、保証の点でございますが、政府金融機関が保証をとることは原則としてすべきでないことは私は全く信用してあります。従つて、私の方針をいたしましては、特別な災害の場合とか、特別の場合以外は、こつちから保証をつくらうと思つてはならぬといふことをはっきり申し上げておきます。多数の職員のうちには、あるいは誤解してそういうことを言つた者があつても、それは私も何かと忙しく、信用保証協会の保証をつけるから貸してくれという受け身の場合は仕方ないだろう。しかし、こつちから一々信用保証協会の保証をつくらうと思つておられます。そういうことは言つておられません。そういうことでございませぬから、ただいまのところ貸付残高のうちで保証付のものはたしか二割を割つております。一割七か八でございます。ただし

と、国民金融公庫が、庶民や中小企業者、零細企業者が行つて一月もかからなければ金が出ぬといふことは、私は、どこか国民金融公庫の運営に問題があると思ふ。人が足りないならば人をふやさなければなりません。あるいはまた機械化ができていなければ機械化をしなければなりません。そういう点について、二、三年前と比べますと、わずか一日か二日の短縮はできておるけれども、一向まだ国民金融公庫本来の任務は達成されておらないと思ふ。数え上げればまだいろいろありますが、あんまり言うと思はれお忘れにならうから、この辺まで申し上げて、あなたの改善策をお伺いしたい。

○中村説明員 ただいまの御質問の順を追つて申し上げます。

と、国民金融公庫が信用保証をしるという点です。国民金融公庫なり、中小企業金融公庫というものは、今の六月さや銀行局長の話のように補完金融である。私はその点については議論はあるけれども、補完金融であつて、よその銀行、町の銀行が貸してくる必要なところならば、その力を入れる必要はない。貸してくれるか貸してくれぬかわからぬよりなところへ貸すのが本来の任務である。そういう人が行つたから、信用保証を取つていこうという手はないではない。貸してはくれぬか、私に、それを一番主張したのは京都だといふように前に聞いたことがあるのでありますが、一つの支所の方針がなるべく信用保証を取らせる。あふないと思つたらなるべく担保を取るといふことに重点が置いてある。そういうことで国民金融公庫の任務が果たせまうか。

第二番目の問題は、代理店です。代理支所です。代理支所が、国民金融公庫の金を貸してやるから、おれのところ

と、国民金融公庫が信用保証をしるという点です。国民金融公庫なり、中小企業金融公庫というものは、今の六月さや銀行局長の話のように補完金融である。私はその点については議論はあるけれども、補完金融であつて、よその銀行、町の銀行が貸してくる必要なところならば、その力を入れる必要はない。貸してくれるか貸してくれぬかわからぬよりなところへ貸すのが本来の任務である。そういう人が行つたから、信用保証を取つていこうという手はないではない。貸してはくれぬか、私に、それを一番主張したのは京都だといふように前に聞いたことがあるのでありますが、一つの支所の方針がなるべく信用保証を取らせる。あふないと思つたらなるべく担保を取るといふことに重点が置いてある。そういうことで国民金融公庫の任務が果たせまうか。

第三番目の問題は、国民金融公庫が若者周旋業やキャバレーに金を貸している。なぜそういうことをするのであるか。私もそんなつもりで国民金融公庫に政府資金を預託した覚えはない。なるほどそれもそれだけの理由はあるであらう。私は絶対にいいかぬとは言いませんけれども、ものには順序があつて、日本の産業なり、日本の発展なり、あるいは中小企業本来の持つておられますいろいろな問題についてこそ行なわれるべきであつて、行政官庁がすでにこの点は指摘いたしてゐるのです。どうしてそういうことが行なわれるのか、これが第三の点であります。

それから、特別の小口貸付ですが、普通貸付と同じような審査をまだやつてゐるところがよくある。特別小口貸付を設定したゆえんは、ほんの小口だから、それじゃ手続も便利にやらせまうといふことで始まつたものにもかかわらず、同じような審査をしてゐる。国民金融公庫の窓口で受け付けてから決定通知が行くまでは、今は三週間ぐらいだといふのですが、たしか、金が出るまでではありませぬね。金が出るまでという時間を考える。二十五日から一月ぐらいかかる。どうしてそんなにおくれるのですか。町の銀行や大きなところならばいさ知

まず第一に、保証の点でございますが、政府金融機関が保証をとることは原則としてすべきでないことは私は全く信用してあります。従つて、私の方針をいたしましては、特別な災害の場合とか、特別の場合以外は、こつちから保証をつくらうと思つてはならぬといふことをはっきり申し上げておきます。多数の職員のうちには、あるいは誤解してそういうことを言つた者があつても、それは私も何かと忙しく、信用保証協会の保証をつけるから貸してくれという受け身の場合は仕方ないだろう。しかし、こつちから一々信用保証協会の保証をつくらうと思つておられます。そういうことは言つておられません。そういうことでございませぬから、ただいまのところ貸付残高のうちで保証付のものはたしか二割を割つております。一割七か八でございます。ただし

と、国民金融公庫が信用保証をしるという点です。国民金融公庫なり、中小企業金融公庫というものは、今の六月さや銀行局長の話のように補完金融である。私はその点については議論はあるけれども、補完金融であつて、よその銀行、町の銀行が貸してくる必要なところならば、その力を入れる必要はない。貸してくれるか貸してくれぬかわからぬよりなところへ貸すのが本来の任務である。そういう人が行つたから、信用保証を取つていこうという手はないではない。貸してはくれぬか、私に、それを一番主張したのは京都だといふように前に聞いたことがあるのでありますが、一つの支所の方針がなるべく信用保証を取らせる。あふないと思つたらなるべく担保を取るといふことに重点が置いてある。そういうことで国民金融公庫の任務が果たせまうか。

第二番目の問題は、代理店です。代理支所です。代理支所が、国民金融公庫の金を貸してやるから、おれのところ

と、国民金融公庫が信用保証をしるという点です。国民金融公庫なり、中小企業金融公庫というものは、今の六月さや銀行局長の話のように補完金融である。私はその点については議論はあるけれども、補完金融であつて、よその銀行、町の銀行が貸してくる必要なところならば、その力を入れる必要はない。貸してくれるか貸してくれぬかわからぬよりなところへ貸すのが本来の任務である。そういう人が行つたから、信用保証を取つていこうという手はないではない。貸してはくれぬか、私に、それを一番主張したのは京都だといふように前に聞いたことがあるのでありますが、一つの支所の方針がなるべく信用保証を取らせる。あふないと思つたらなるべく担保を取るといふことに重点が置いてある。そういうことで国民金融公庫の任務が果たせまうか。

第三番目の問題は、国民金融公庫が若者周旋業やキャバレーに金を貸している。なぜそういうことをするのであるか。私もそんなつもりで国民金融公庫に政府資金を預託した覚えはない。なるほどそれもそれだけの理由はあるであらう。私は絶対にいいかぬとは言いませんけれども、ものには順序があつて、日本の産業なり、日本の発展なり、あるいは中小企業本来の持つておられますいろいろな問題についてこそ行なわれるべきであつて、行政官庁がすでにこの点は指摘いたしてゐるのです。どうしてそういうことが行なわれるのか、これが第三の点であります。

青森県、京都府が多いのでございますが、これはいろいろ沿革がございまして、青森県は、非常に遠隔の地が多いところへ、県の方針として保証協会を活用するという方針がございまして、そして保証協会の方でむしろ保証をつけ貸してくれということからきまして、その結果が青森県は非常に保証が多い、しかし、県も方針を変えまして、漸次減少しつつあります。京都の方もこれと似たような原因で多いのでございまして、こちらから保証をしろと強要することはないということに切りかえておるはずであります。ただいまのところは、災害等特殊の事情の場合のほかは、こちらから保証をつけろということとは申さないことに方針としていたしております。従つて、もしもそういうことがございしますならば、これは戒告しなければならぬ問題であると思つております。

それから、第二に、代理所でございまして、代理所が、国民金融公庫代理所の看板を借りまして、そして自分の本業の足しにするということ、これは筋としては全くいかぬのでございまして、従つて、国民公庫の代理業務に不熱心で、代理所を基礎として預金を取ったり金を集めたりというところは厳に戒告しております。検査に参りまして、そういう事実があれば具体的に指摘して、そういうことをしてはいかぬということをはっきり言つております。しかしながら、それ以上は私も手段がございせんので、私どもの方で一種の内申書を調べますと、はつきり言つていかどうかわかりませんが、私どもは、そこが公庫の代理業務に關してよくやつてくれているかそうでな

いか、検査の結果を集録してあります。その結果によりまして、将来代理所をうんと活用する場合には、よくやつてくれている代理所を活用する、そうでないところは避けていきます。もし具体的に貸したうちの一部を預金に強要したり預金を積むことを条件にして貸すというところがあれば、具体的に指摘して、そういうことをさせないよう指導しております。御指摘の通り、そういうことがあれば全くけしからぬことでございまして、十分戒告いたしております。

次は、これは公庫の行政監察のときにも一、二ございしますが、見解の相違もございしましたが、それはでなキャバレーとか、そういうところに貸しておることはなかりと思つてございまして、たまたま喫茶店と思つて貸したら、夜行つてみたら酒を飲んで多少遊興的な分子があつたというよりな程度でございまして、私どもの普通貸付は六十七、八万円でございますが、そのうちで多く見ても十件か二十件だと思つてございまして、担当者はそれぞれの見解でやつておりますが、あとから見て悪いものはすぐに戒告をして返させるものは返させる、あるいはまたできるだけ早く返させて、あとそういうものには貸してはいかぬということをやつております。初めからだれが見ても貸すべからざるところに貸したということ、私は、私は聞いておりません。ただ、審査したときは大丈夫だと思つたが、結果がおかしかったということが指摘されたのでございまして、この点も、そういうところには貸しておるといふことはけしからぬことでございまして、そういう具体的な例がございまして、

れば、別途に忠告いたしたいと思つておるのでございまして。その次は、特別小口でございまして、これは最初にいろいろ理由があつて設けましたのでございしますが、特別小口の一番の欠点は一括払いです。つまり月賦払いでなく、金は小さいけれども一括払いでございまして、しかし、皆さんの希望するのは、たとえば二万円、三万円借しましたも、月賦で返すというところに非常に特徴がある。そこで、むしろ普通貸付で貸した方が借り方も便利なのでございまして。

それから、これもちろん問題と思つて、非常におそろい。三万、五万貸しても、窓口で、さあ貸して下さい、よろしいというわけにはいかぬ。やはり小さいのは小さいなりに調べなければなりません。特別小口といへども、簡単に貸すと申しまして、簡単に借度があつて、御要望があるように窓口で即日貸す、あるいは翌日貸すというわけにもいかぬのであります。特別小口という制度はかなり私も検討しております。検討した結果を監督官庁の方に申し上げて、何らかの措置をとりたいと考えております。一般におそいという点、二十一日、三週間ではおそいという御指摘であります。たゞこれは私ども預金を取つておりません。要するに「いちげん」です。お客が窓口に参りまして、こういうわけだ、貸してくれ、それに対して、当座の取引でもありません、その預金の増減とかその他で、間接にいろいろとその一部を推定する資料があるわけでございます。市中銀行はその点で簡単に出席する。私どもの方は何もない。窓口に

来てすぐ、こういう計画をして、こういう金が必要からこれだけ貸してくれ、はいというわけにはいかぬので、調べますのにどうしてもある程度目がかかる。それから、人がすつと来て、すぐかけていつて調べると申しまして、なかなか参りません。しかし、このごろは逐次人員も増員されまして、おそろく二、三年前よりはよほどその点は人がそろつて参りましたけれども、今後ますます熟練するに従ひまして、もう少し日数を減らしていきたいというふうに努力しております。

それから、機械化の方も、幸い昨年三十五年度から一部認められまして、窓口の機械化をやつておまして、ただいま六カ所の支所でやつておりますが、これも非常にいいようございまして、非常にスピーディーに機械がやつてくれますので、チェックの必要がなくなるのでございまして、そのチェックの必要がない。それで人手が助かる。それだけの余裕がスピード化に貢献するのでございまして。もう少しお待ち願つて、もう少し早いという実績をお目にかけたら、御答弁申し上げたいと思つております。

先ほど銀行局長が三百人以下一千万円以下というのを説明の中に言いました。今そういうのは低位であります。それが中小企業ならば大企業は一体何だろうか。四百人なら大企業と言えるであらうか。資本金一千万円以下ならばは大企業と言えらうか。それは言わない。実際大企業といへばどうでしょう。一億以上ならみなだれでも大企業だと思ふ。そのまん中が今ウィーク・ポイントになっておると私は思ふのです。工場関係で言うならば、四百人で仕事をしておると言ふなら、これはどうしても中小企業だと思ふ。資本金は、今政府が自己資本を充実しろと盛んにかねや太鼓で囀らしておるのですから、一千万円をもう少しどうしても増資をしたいと思ふ。ところが、中小企業の範疇からはずれるものですから、この中小企業金融の恩恵が受けられない。だから、無理に仕掛けて三百人でとめておるところを私は現に知つています。どうしてもやらなければいかぬなら別の会社にしてしまふという無理までしておるところが一部にありました。私は、もうこの辺で、三百人以下、一千万円以下というふうにきめたのはもうだいふ前のことであつたから、天井を少し下ろしたらいよいよという考えを持っております。しかし、私の今言うような資金繰りの中で天井をずらしたら、これは上へ資金が行つてしまつて、経済ベースが上がった中小企業のところへばかり資金がいくのですから、上へベースをずらすときには、下の方へしつかりかすがいを打たなければなりません。しかし、いずれにしても、今日の経済の尺度からいいますと、三百人以下、一

す。貸した金だから返すのはほんとうだ、返さぬならばおれが権利があるからお前のところを握る、こういうことは一見妥当なようではあるけれども、金融機関として越えてはならぬ一線があると思ふのです。常に本委員会が特定の問題については論争はしませんけれども、金融機関が横暴な態度にならないように、しかも、特定の問題については、預金者保護の立場からいって、あまり本委員会も関係しないようにという矛盾をはらみながらも、金融機関の独占なり、あるいは中小企業なり、大企業に対して金融機関が乗っ取りを企てることを、超党派でこれを戒めておいたわけです。しかし、そういうことをやってみても、現実には十合の問題なら十合の問題が起こるといふし、預金者保護の立場から、あまり本委員会が具体的にないようにはいけません。私どもはそれに悩むのであります。だから、ここに一つ私の考えでありますけれども、何か金融問題の紛争処理機関を作ったかどうかと私どもは思ふわけですが、税には苦情処理機構というものがあつた。協賛団がある。建築関係にもそれぞれに建築関係の審議会というものがあつた。証券についても紛争処理機関が現に存在しておるわけでありまして、ひいて金融の問題についてだけ、そういう紛争の処理機関がなく、私どももあまり中に入らないように、しかも何とかそういうものが円満に解決してやられるように、一、二のあつせんをしたことはございますけれども、おのずから私どもにはリミットがありま

す。けれども、ほうっておけば、先ほど申しましたように、銀行がいざとなれば結局自分の権利を主張してしまふ、こういうことになるわけです。従いまして、大まかな構想ではありますけれども、金融機関と中小企業なりそれらに対する——単に中小企業に限定しなくてもいいのでありますけれども、紛争を処理する機構というものがあつたのではなからうか。こうして私ども政治家がタタキして仲裁をするということも避けたいし、本委員会も具体的な問題にタタキするということも避けたいし、政府としても多くは中正な立場が政府にあるとおっしゃるけれども、やっぱり客観的な判断をもつて、公正な民主的な判断を立ててあつて、をするということが必要なのではないか、こう考へてゐるわけでありまして、きわめてこれは常識的な問題でありまして、銀行局長よりからささやかでないように、政務次官の温厚な御答弁をお願いしたい。

○大久保政府委員 中小企業においてこそ金融と事業の経営というものが非常に密着して動いており、また、その盛衰と申しますか、中小企業の破綻といふものが一つの金融面からきて難関にぶつかるといふ例は、よく私も承知いたしております。優秀なる注文をかかえながら、金融がつかぬために蹙蹙をする。いろいろな問題は私どもも身近なところからよく聞くところでございまして、そういう際に、いろいろわれわれも、中小企業の立場、それに対する銀行の金融的な立場というものの調和の点は、きわめて困難な問題がたゞさんございまして、また中小企業にとつてみれば、それが全く死活問題であるという場面にしばしば遭遇いたすわけでありまして、そこで、ただいま横山委員の御指摘の、何らかの面にもあるような苦情処理機関でございまして、そういうような解決の方途を講ずべきではないかといふことは、きわめてごもつともな点もあろうと思ふのであります。今後金融、ことに中小企業がこの激動の中のし上がつていき、また今後国民所得倍増の線で栄えていっていただくために、何らかその金融との間の調和する方途につきましては、十分一つ御趣旨をくみまして研究させていただきますと存する次第であります。

○石野政府委員 事務的な面から政務次官の御答弁を補足させていただきます。と思ひますが、もちろん方針としては政務次官の御答へになつた通りでございます。ただ、御質問の御趣旨が、こういう金を借りたいんだがどうしてつづれそうだから何とか金を貸せといふような意味の金融あつせんのようなことになりまして、これは政府としてはそういうことに関与すべき問題ではないといふ点でございます。それから、貸したあとの問題あるいは預金等の紛争につきましては、実は私どもの方にも、そういう意味でこういう問題があるというふうな話がありまして、そして金融機関の方の事情を聞いて、ある程度両方に、どういふことか、こういうことはどうであるから理解してくれといふような意味で、あるいは金融機関の方が場合によつてはこうしろといふことで、解決する場合が事実上あるのであります。ただ金融機関のそういう紛争といふものは非

常には司法的な問題が多いわけですが、たとえば例の導入預金の問題といふようなことになりまして、本人がほんとうにそういう事実を知らなかったのかどうかといふことになりまして、行政当局であります銀行局として判断できないというふうな問題で、裁判になるという場合が多いわけでございます。裁判になるものでは、先ほどお話しした公取関係の問題につきましても、一般的にもちろん法令を順守すべきであるといふことは私ども常に申しておりますけれども、具体的にこれに違反することになつておるかどうかといふことになりまして、やはりその法律の解釈を直に接担当しております公取委員会の問題といふことになるわけでございます。そういう意味で、今お話しした相談所といふようなものはどういふ役割を果たすかといふと、実際問題としてなかなかむづかしい問題でございまして、御趣旨に反対するわけではございませんけれども、そういう意味でむづかしい問題であります点を、ちよつと補足させていただきますたいと思ふのでございます。

○横山委員 きわめて常識的に、賛成だ、そういう意味合いで考えよう——あなたは、反対するわけじゃないけれども、こういうところでむづかしいんですよという点、アリバイをお作りになるけれども、政務次官の立場のようには、賛成である、こういう問題があるけれども、それを解決する方向に努力するならば、というふうな言わなければだめです。大体金を借りるあつせんをしろと言つた覚えは何もないわけでありまして、余分なことは言わなくていいんですよ。政府は大体監督機関です。監督機関が紛争のあつせんをするといふことについては、私は実際問題としては矛盾があると思ひます。紛争が解決した結果についても、また政府は監督のあれがあるので、それから、政府が、行政機関がその紛争処理機構についてイニシアをとるといふことは、一員として入つてもいいけれども、問題がある。

それから、公取の話が出ましたけれども、公取もそれはもちろん関係はあります。けれども、公取に全部持つていくわけにいかぬ。公取は現金のことばかり知れないのですから、現金を借りた、借りた、その紛争といふものは、やはりそれらの経験者なり常識豊かな人たちがやつて解決をしなければ、解決はしない、権限だけの問題、債権と債務だけの問題じゃないのですから。そういう点について、念を押して恐縮であります。政務次官は賛成だから勉強しようとおっしゃつておられるのですから、あなたもそういう意味に理解してよろしいのですか。

○石野政府委員 そういふ意味に御理解いただけてつこうであります。ただむづかしいいろいろな問題があるといふことをつけ加えてさせていただきますたいと思ひます。

「賛成だがやらない」と呼ぶ者あり

○横山委員 今与党から出たように、賛成だがやらないといふことを、やはりあなたの答弁を聞いてゐる人は感ずるのであります。私も実はそう感じてゐるのです。

○石野政府委員 決して賛成だけれどもやらないといふ意味ではございせん。できるだけやりたい、やりたいけ

れども、むずかしい点があるというところも御承知願つて、そこでやり方をいろいろ研究する上では、なお与野党皆さんの御意見を伺つて研究をいたしたい、こういうことでございます。

○横山委員 それでは、私の質問をこれで終わります。

○足立委員長 これにて各案に対する質疑は終了いたします。

○足立委員長 なお、各案に対しましては討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ることといたします。

まず、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○足立委員長 起立多数。よつて、本案は原案の通り可決いたしました。

次に、国民金融公庫法の一部を改正する法律案、通行税法の一部を改正する法律案及び有価証券取引税法の一部を改正する法律案の三案について採決いたします。

お諮りいたします。三案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○足立委員長 御異議なしと認めます。よつて、三案はいずれも原案の通り可決いたしました。

○足立委員長 次に、ただいま可決いたしました通行税法の一部を改正する法律案に対し、広瀬秀吉君より附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際提出者の趣旨説明を求めます。広瀬秀吉君。

○広瀬(秀)委員 ただいま議決されました通行税法の一部を改正する法律案に対して、本委員会として附帯決議を付したいと存じまして、御提案を申し上げる次第でございます。

この附帯決議は、与野党の理事の間でも意見の交換を十分に遂げておりますので、どうか満場一致の御賛成を賜りたい、かように存するのであります。

まず、附帯決議の件名と主文を読み上げたいと思ひます。

通行税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

汽車の寝台料金に対する税率に關しては政府は間接税体系の一環としてなるべく速かに再検討すべきである。

以上でございます。

この趣旨は、すでに本委員会において通行税に対して質疑等もございまして、各委員とも御了承のことであり、また大蔵大臣あるいは政府関係においても、この点について、間接税体系の一環として、少なくとも間接税についても来年度からこれに手を染めて、この軽減をはかる方向をとるといふことをお約束されておるところであります。私どもがこの附帯決議を提案する最大の理由は、やはり今日の特に汽車の寝台料金というものが、他の間接税体系全般から考えましても不均衡であり、従つて同時に過重の税金になつておるんじゃないか、かように考えられておるところであります。外国の例等を見たり、あるいはまた特に宿泊料との関係、これも遊興飲食税の改正等も今回

行なわれまして、千円までは免税点が引き上がりまして、こういうようなことから考えまして、またそれらによりますと、現行でも都内の一流ホテルの標準料金が三千八百円、そのうち三百円程度の税金しかかからないというにもかかわらず、東京―大阪間を寝台で旅行をいたしますと七千六百円払わなければならぬ。そのうち一千九百円、約一千二百円というものは税金になつてゐる、こういうような現状になつてゐるわけでありまして、こういう間において著しく税そのものとしても均衡を得てないんじゃないかと思ひます。さらにまた、航空機との関係におきましても、東京―大阪間を航空機で旅行いたしますと六千三百円でございます。そのうち税金は五百七十円、片方の航空機よりも一等寝台で大阪まで旅行をしますと倍の税金を払わなければならぬ、こういうような不均衡、同時に過重の税金になつてゐる、かように思われるわけでありまして、従ひまして、これはもとより間接税全般の体系の中で検討すべきことはもちろんであります。通行税法の中で明確に発見をされ、指摘をされて参つたところでございますから、これらの全体的な均衡をとり、著しく過重でないような方向に、軽減あるいは免税の方向というふうなものに向かつて施策を進めていただきたい、かように考えるわけでありまして、以上をもちまして通行税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議の提案の趣旨にかゝる次第でございます。何とぞ満場の御賛成を賜りたいと存じます。

○足立委員長 これにて提出者の趣旨説明は終わりました。お諮りいたします。本附帯決議を付するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○足立委員長 御異議なしと認めます。よつて、本附帯決議を付するに決しました。

○足立委員長 なお、各法律案に關する委員会報告書の作成等につきましては、本委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○足立委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

次回は明日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十八分散会

〔参照〕

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)に關する報告書

国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)に關する報告書

通行税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)に關する報告書

有価証券取引税法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)に關する報告書

〔別冊附録に掲載〕

大蔵委員會議録第九号中正誤	ベシ段 行 誤
三 四 八 資金 資産 正	
三 一 五 規定による 規定により 歳入 歳入	
大蔵委員會議録第十一号中正誤	ベシ段 行 誤
八 八 殺 縮 凝 縮 正	